

第3次 鹿角市環境基本計画

自然とともに生き 未来を拓くまち・鹿角



秋田県 鹿角市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の役割	3
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の目指すもの	4
6. 計画の対象とする範囲	4
7. 計画の対象期間	4
8. 計画とSDGsとの関連性	5
9. 各主体の役割	6

第2章 鹿角市が目指す環境像

1. 目指すべき環境像と基本目標	8
2. 環境施策の体系	10
3. 各施策と主な取り組み	12

第3章 環境配慮行動の指針

1. 市民（日常生活）の行動指針	22
2. 事業活動の行動指針	26

第4章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制	30
2. 計画の進行管理	31

資料編

1. 環境意識調査	34
2. 環境の現状	52
3. 環境基準一覧	61
4. 計画策定の体制	69
5. 計画策定の経過	69
6. 鹿角市環境保全条例	70
7. 用語集	72

｜ 第 1 章 ｜

計画の基本的な考え方



1 計画策定の背景

本市では、平成7年4月に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全並びに将来への継承を基本理念とした「鹿角市環境保全条例」を制定しました。平成14年3月には、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために「鹿角市環境基本計画」を策定し、基本理念の着実な実現に向け、市民、事業者、市が協力し環境保全のための取り組みを進めてきたことにより、本市の環境の状況は、おおむね良好に推移しています。

一方、近年の環境問題に関する世界の動向を見ると、平成27年（2015年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際枠組みとしての「パリ協定」が採択されたほか、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの問題、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。

また、国では、こうした国際的な動向を踏まえ、それぞれの問題に応じた取組を展開していくこととしており、関係する法律を整備するとともに、各種計画などを策定しながら、各分野の施策を推進していくとしています。

こうしたなか、現在の第2次計画の計画期間が令和2年度（2020年度）までとなっていることから、今後も鹿角市環境基本条例の基本理念の実現に向け、近年の環境問題に関する動向や本市の環境の状況に適切に対応していくため、第3次鹿角市環境基本計画を策定するものです。

2 計画策定の目的

良好な環境を保全してくためには、市民一人ひとりが本市に住むことに誇りをもち、本市らしい環境を守るため何をすべきかを考え、そして行動していくことが必要です。

「鹿角市環境基本計画（以下、「本計画」という）」は、本市の望ましい環境像（環境の将来の目標像）を明らかにして、市民・事業者・市のすべての人々が、それぞれの立場で連携し、望ましい環境像を実現するための計画です。

そして、そのような取り組みを推進していくことによって、自然と人々が共存・共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的としています。

3 計画の役割

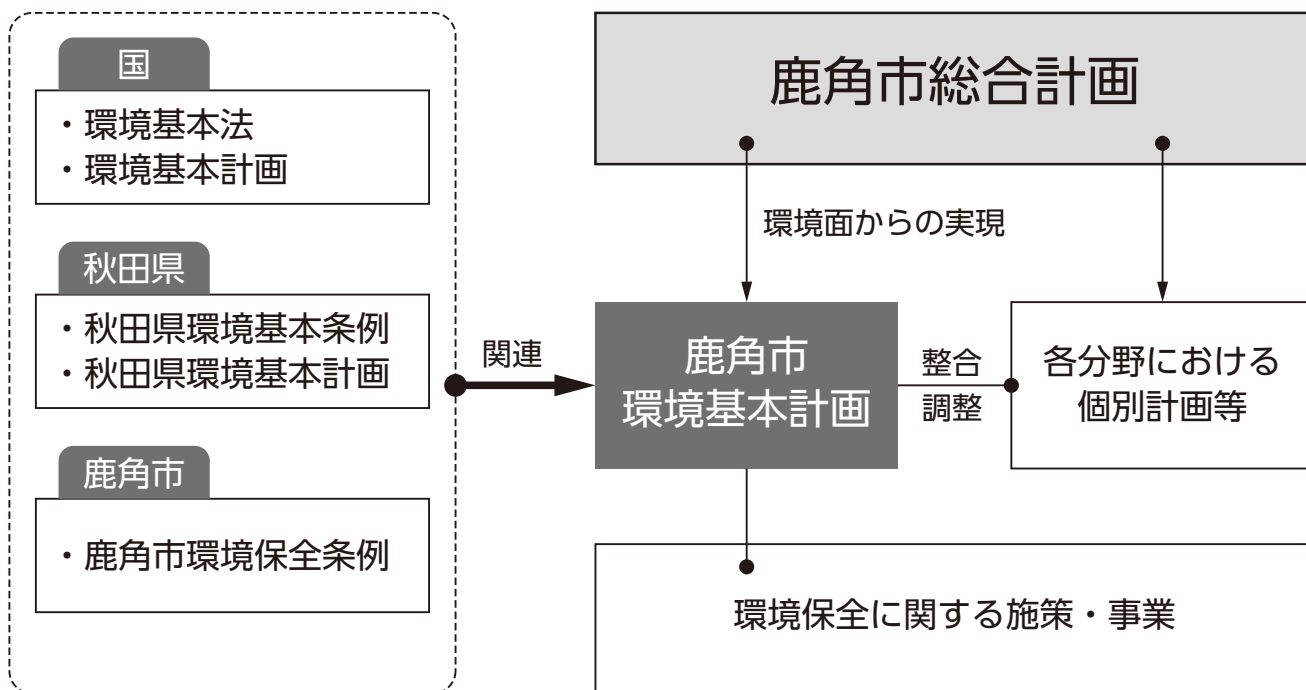
本計画は、環境保全を総合的・計画的に推進し、市民の健康で快適な生活を確保するために、その中心的役割を担うものであり、鹿角市環境保全条例第8条に基づき策定します。

この目的を達成するため、市民が共通認識を持ち、課題解決に向けて取り組むための自主的な行動のあり方や市の施策の進め方など指針を示すものとなります。

4 計画の位置づけ

本計画は、「第7次鹿角市総合計画」に示されたまちづくりの基本理念や将来像を、環境面から実現していくための計画として位置づけられます。環境面では、行政で最も基本となる計画であり、本市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境保全の観点からこの計画との整合を図っていくものです。

また、国や県、近隣自治体の環境基本計画との関連性にも配慮するとともに、本市がこれらの機関と連携を取りつつ進めていく施策や事業の方針についても示すものです。



5 計画の目指すもの

鹿角市環境基本計画は、環境保全条例第3条の環境政策の理念を受け、私たちを取り巻く環境を、「自然に関する環境」、「生活に関する環境」、「地球規模でとらえる環境」、3つに分類します。環境保全及び創造に関する施策について、基本目標と具体的な施策の方向性を明らかにするとともに、総合的・計画的に推進していくこととし、日常生活や各種の事業活動と環境との調和を図っていくことを目指します。

6 計画の対象とする範囲

本計画では、将来、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保していくために、環境範囲と対象とする環境要素を以下のように設定し、計画の範囲とします。

自然環境 動植物、山、森林、河川、湖沼、温泉等

生活環境 大気、水質、騒音、振動、臭気、土壌、地下水、化学物質等、災害廃棄物処理

地球環境 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、エネルギー、廃棄物等

7 計画の対象期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）まで

本計画の計画期間は、環境の状況を踏まえながら、施策の着実な進展を図るため、また、社会情勢を踏まえ、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標年次に合わせ、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

また、本計画については、的確な進行管理を行うとともに、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

8 計画とSDGsとの関連性

SDGs は、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連総会で採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される令和 12 年 (2030 年) までの国際社会共通の目標です。

SDGs には、経済・社会・環境をめぐる幅広い分野にわたる目標が掲げられており、気候変動をはじめ、海洋保全や生物多様性など、環境に関する項目が多く含まれています。本計画の施策と SDGs の実現に資する取り組みを関連付けて推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



～ SDGs とは ～

◎平成 27 年 (2015 年) 年 9 月に、持続可能な社会の実現に向け、人権、平等、貧困、健康、教育、気候変動や環境保全など、地球規模の様々な課題に対する国際的な取組を進めるためにニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、採択されたのが「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」です。

◎このアジェンダに記載されたのが、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。SDGs は、社会・経済・環境のさまざまな課題等に総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

◎この SDGs の考え方は、行政の計画だけでなく、民間事業者の行動指針等としても広く採用されつつあります。

9 各主体の役割

環境問題に対して取り組み、それを解決して持続的な社会を築いていくためには、市民・事業者・市それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくことが重要です。

より良い環境の保全や創造に向け、市民、事業者、市が共働の理念のもと、相互に協力・連携しながら、環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。



Ⅰ 第2章 Ⅰ

鹿角市が目指す環境像



「鹿角市環境保全条例」の基本理念の実現に向け、令和12年度までを計画期間とした長期的な目標として、環境面から目指すべき環境像とそれを支える基本目標を掲げ、この環境像の実現に向けた環境施策の体系を示します。

1 目指すべき環境像と基本目標

本市の第7次鹿角市総合計画における将来都市像「ふるさとを誇り 未来を拓くまち・鹿角」を実現するために、本計画において目指す本市の環境像を次のとおり定め、施策を構築し、その役割を果たします。

●目指すべき環境像

自然とともに生き 未来を拓くまち・鹿角

この環境像は、豊かな自然に囲まれた本市で、自然を大切にするとともに、自然資源を活用することで一人ひとりが快適で幸せを実感できるまちの環境を表します。物質面の豊かさだけでなく、心の豊かさ、安心、健やかさ、快適な暮らし、心地良いと思えるまちの環境づくりを目指します。

事業の実施においては、総合計画におけるまちづくりの基本理念である「共動」を踏まえ、市民・事業者・市のつながりと協力により推進します。

目指すべき環境像を実現するため、環境範囲ごとに目指すまちの姿を表した次の3つの基本目標を掲げ、それぞれの施策を推進します。

●基本目標

1. 自然環境 「自然に育まれた安らぎと癒しのまち」
2. 生活環境 「安心して心地よく暮らせるまち」
3. 地球環境 「資源とエネルギーを大切にするまち」

1. 自然環境「自然に育まれた安らぎと癒しのまち」

本市は、北に十和田湖、南に八幡平の国立公園を有し、奥羽山脈中に開かれた花輪盆地とその周囲に連なる山々、そして秋田県北部を貫流する米代川をはじめとした清流が流れています。また自然の中には、多種多様な動植物が生息する生態系が広がり、森・川・湖沼・温泉などの豊かな自然と資源に恵まれたまちです。

これまで受け継いだ自然を、未来に引継ぐため、美しい自然とそこに生きる生物を保全するとともに、自然の恵みを生かした安らぎと癒しのまちづくりを目指します。



2. 生活環境「安心して心地よく暮らせるまち」

科学技術の進歩により、快適に生活できるように多くの便利さが生みだされ、日常生活に取り入れられています。

しかし一方で、生活の豊かさを求めることが公害の発生要因となることもあります。

本市に存在する自然を損なわずに、安全に飲め、使用できる水、快適できれいな空気、新鮮でおいしい食材を守り続け、安心して子育てができ、いつまでも住み続けたい居住環境を維持するため、市民一人ひとりがお互いに自覚と責任を持ち生活環境の保全に取り組むまちにします。

また、昨今の気候変動の影響による降雨の局地化・集中化に伴う水害、土砂災害の頻発化、激甚化が懸念されています。

平時から、災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる体制の強靱化に努めます。



3. 地球環境「資源とエネルギーを大切にするまち」

これまでの安定したエネルギー供給により、快適で便利な社会生活を営んでいます。しかし、現在主要なエネルギー源である化石燃料資源は、いずれは枯渇するもので、また、これまでの過剰なエネルギー消費により原油価格の高騰や深刻な地球温暖化を招いています。

このため、資源の循環や、太陽光・熱・風力、バイオマスといった自然資源などによるクリーンエネルギーの有効利用、節電や節水などの省エネルギーへの取り組みを段階的に進めることにより、有限な資源を大切に生かしながら、地球に与える環境負荷の低減に取り組むまちづくりを目指します。



2 環境施策の体系

環境像

基 本 目 標

自然とともに生き 未来を拓くまち・鹿角

1. 自然環境

自然に育まれた安らぎと癒しのまち

2. 生活環境

安心して心地よく暮らせるまち

3. 地球環境

資源とエネルギーを大切にするまち

施 策

施策の内容

1-1
生態系の保全を図ります

希少な動植物の保護、動植物の生息環境の保全、
自然保護意識の向上、外来帰化植物の駆除

1-2
緑の保全を図ります

森林の適切な整備、緑化の推進、病害虫の駆除

1-3
自然を生かした癒し空間を創出します

公園、広場、散策路の整備、
森林セラピーの推進と活用

2-1
きれいな水を守ります

安全な水の供給、排水による水質汚濁防止、
水辺環境の向上

2-2
快適な生活環境を守ります

大気・騒音・振動・悪臭対策、
有害物質の発生抑制、雪対策、不法投棄防止
災害廃棄物処理対策

3-1
循環型社会の形成を推進します

3Rの推進、廃棄物の適正処理

3-2
自然資源のエネルギー利用を推進します

自然エネルギーの利用促進、
その他のエネルギーの利用促進

3-3
省エネルギーライフを推進します

地球温暖化防止対策、オゾン層破壊の防止
エコライフの推進、公共交通機関の利用促進

環境配慮行動（日常生活・事業活動）

3 各施策の主な取り組み

基本目標 1

自然に育まれた安らぎと癒しのまち

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1-1 生態系の保全を図ります

本市は、緑の山々と清流の潤いなど、豊富な自然に満ち、四季折々の景色が美しく、多種多様な動植物が生息する豊かな環境が形成されています。

しかしながら、近年の産業、経済の進展、生活様式の変化などにより、豊かな生態系を脅かされつつあります。

本市に生息している動植物にも絶滅の危機にひんしている種があります。

このことから、貴重な動植物を保護していくため、国や県と連携した計画的な生態系の保全、市民・関連団体と相互に連携した環境保全活動を推進します。

【取り組みの方向性】

- ・自然に親しむことにより、自然環境保全に対する意識向上を図ります。
- ・十和田八幡平国立公園の自然を保全するため、国、県、地域と連携しながら適正な公園利用や美化清掃活動を推進します。

施策の内容			
希少な動植物の保護	動植物の生息環境の保全	自然保護意識の向上	外来植物の駆除



環境目標項目	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 12 年度）
自然環境保全に関わるイベント参加者数	6,668 人	8,000 人

1-2 緑の保全を図ります

市土の約 8 割を占める森林は、木材を供給するばかりではなく、災害の防止、水資源のかん養、大気の浄化といった多様な機能を持っています。

しかしながら、木材需要の低迷とともに森林づくり、森林の管理に対する意識の低下が懸念され、また、林業従事者の高齢化、担い手不足などにより、森林管理の粗放化が進んでいます。これまで、薪、炭の生産のための間伐、落ち葉や腐葉土の有機肥料利用などといった循環機能が働いていた里山においても同様であり、このままでは近い将来、林層が変わり、従前の生態系を失ってしまうことが危惧されています。

このことから、本市の森林が将来にわたって多様な機能を発揮していくよう、今後の森林整備の基本方向を「循環利用の森林」、「暮らしを守る森林」、「共生の森林」として定め、単層林施業、育成天然林施業など実施しながら、市民生活に密接にかかわりのある森林の働きを高めた森林機能の保全に努めます。



【取り組みの方向性】

- ・森林の持つ環境保全や災害防止等の公益的機能の維持を図るため、乱開発を防止し、森林の適正な整備に努めます。
- ・公有林や私有林の間伐作業を進め、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図ります。
- ・植樹祭等を通じ、緑化意識の啓発に努めます。

施策の内容		
森林の適切な整備	緑化の推進	病虫害の防除



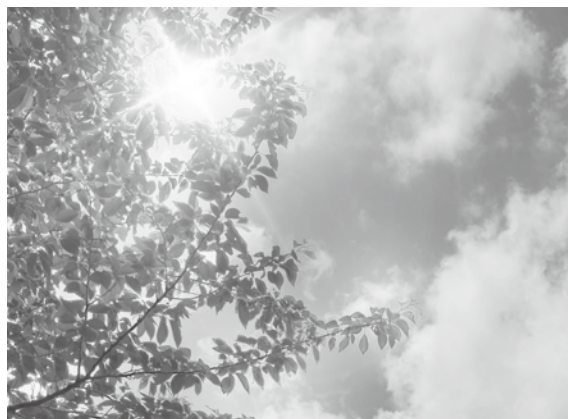
環境目標項目	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 12 年度）
森林皆伐後の再造林割合	18.6%（R1 実績）	40.0%

1-3 自然を生かした癒し空間を創出します

本市の南北にまたがる十和田八幡平国立公園は、幻想的な美しさをたたえる湖、雄大な溪流美、若葉、新緑、紅葉と四季折々の表情を見せる豊かな森林など、わが国屈指の壮大な景観を誇り、今なお活発な地殻活動を目にすることができます。この国立公園をはじめとして、丘陵地、果樹園、田園風景、豊富な水の流れなど、美しく豊かな自然に恵まれ、魅力的な潤いある風土を形成しています。

これら、本市の恵まれた自然環境を、後世に継承していくため、良好な自然環境や景観の適切な保全、生態系に配慮した自然とのふれあいの場など、人と自然が共生する環境の整備が求められています。

このことから、自然と調和した美しい空間づくりに配慮した、公園、広場、散策路の整備・充実を図るとともに、自然にふれあい森林のもつ「癒し」効果をこころと身体の健康に生かす癒し空間の創出を推進します。



【取り組みの方向性】

- ・ 計画的な公園・広場の整備を推進します。
- ・ 豊かな自然に「癒し」【保養】といった付加価値を加えた癒し空間の創出を推進します。

施策の内容	
公園、広場、散策路の整備	癒し空間の推進と活用



環境目標項目	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 12 年度）
中滝ふるさと学舎来訪者数	5,500 人	13,000 人
文化遺産が豊富で誇れるまちであると思う市民の割合	51.3%	60.0%

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2-1 きれいな水を守ります

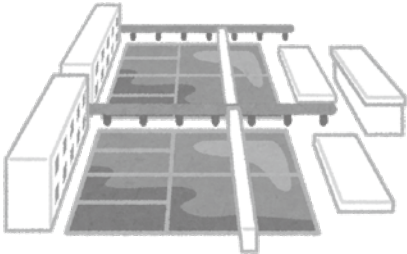
水環境は、水質、水量、水生生物、水辺環境といった要素によって構成され、河川、湖沼、海、山により、自然の水循環が形成されています。この水循環により、私たちの生活及び自然の営みに必要な水量の確保が図られ、さらには、土壌のろ過作用や流水による水質の浄化、多様な生態系の維持といった環境保全の重要な機能を担っています。

しかしながら、急激な都市化や工業用水などの水需要の増大、農業経営の変化を背景とした、森林、水田等の減少、さらには、生活排水の流入など、環境負荷が増大し、水循環の有する水の供給能力や浄化機能が、必ずしも十分に発揮されているとはいえない状況にあります。

このことから、水道水として良好な水源の確保はもとより、水循環機能の確保に向け、公共下水道を整備し、水源かん養林の保全を進めていく必要があります。また、農地の持つ多面的機能の維持・向上に向けた水田の保全など、水環境を保全する総合的な対策を進めます。

【取り組みの方向性】

- ・ 水源かん養林の保護活動による水源・水質の保全に取り組みを推進します。
- ・ 安全で衛生的な飲用水の確保に努めます。
- ・ 生活雑排水の抑制、生活雑排水による河川の汚濁防止、水質保全意識の向上に努めます。
- ・ 水洗化率向上にむけた啓蒙活動に努めます。
- ・ 水質汚濁につながる有害化学物質の自主管理の徹底と、水質環境保全の意識啓発に努めます。
- ・ 河川の水質調査を実施し、環境変化の迅速な把握に努めます。

施策の内容		
安全な水の供給	排水による水質汚濁防止	水辺環境の向上
		
環境目標項目	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 12 年度）
水道有収率（％）	69.3％（R1 実績）	77.5％
水洗化率	46.2％（R1 実績）	68.8％
生活排水処理普及率（％）	65.0％（R1 実績）	77.9％

2-2 快適な生活環境を守ります

私たちは安心して快適な生活環境を求めています。私たちが安全で快適な日常生活を送っていくためには、大気・騒音・振動・臭気・土壌など、良好な生活環境を守ることが必要です。環境保全項目について、法律や条例による遵守の徹底を図るとともに、水質調査や騒音調査など継続的に実施し、環境変化の監視、野焼きや不法投棄などに対する巡回パトロールの強化を図ります。

環境に関する市民・事業所アンケートでは、関心のある（心配している）環境問題として、ゲリラ豪雨・異常気象への関心が高くなっています。

今後、発生が予測される大規模地震や異常気象等により発生する災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理体制の強靱化に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・大気汚染の防止のための監視や指導に努めます。
- ・公害（騒音、振動、悪臭、土壌汚染など）防止のための監視や指導に努めます。
- ・不法投棄防止対策に努めます。
- ・災害発生に伴う災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に努めます。



施策の内容			
大気の監視	騒音・振動対策 悪臭対策 有害物質の発生抑制	不法投棄防止対策	災害廃棄物処理対策



環境目標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和12年度）
河川環境基準達成率（％）	81.2％	90.0％
不法投棄件数	2	0
快適環境まちづくり市民会議会員団体数	28 団体	28 団体

基本目標 3

資源とエネルギーを大切にすまち

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3-1 循環型社会の形成を推進します

本市の廃棄物の総排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量も減少し、再資源化率は徐々に向上しています。

ごみの減量化や再資源化に向け、3R活動（Reduce: 発生抑制、Reuse: 再利用、Recycle: 再資源化）の推進のため、市民、事業者、市が協力した取り組みが必要です。環境に関する市民アンケートでは、ごみの分別・収集・リサイクルを重要ととらえる割合が高くなっています。

このことから、廃棄物のリサイクルの取り組みとして、家庭系廃食用油の回収によるバイオディーゼル燃料（BDF）への再利用、廃プラスチックの油化リサイクル試験、こでん（小型電子電気機器）の回収を継続するとともに、さらなるリサイクルシステムの構築を目指します。また、廃棄物処理の現状や分別収集の徹底等を啓発し、市民の理解と協力により、排出量の抑制や、分別収集の徹底に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・ 3R活動の推進、ごみの分別徹底などの取り組みを推進します。
- ・ 家庭系廃食用油の回収をPRし、回収量の拡大、BDFの普及に努めます。
- ・ 廃プラスチックの油化リサイクルシステムの構築を目指します。
- ・ マイバッグ持参運動を推進します。

施策の内容	
3Rの推進	廃棄物の適正処理



環境目標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和12年度）
1人1日あたりのごみの排出量（家庭系）（g）	745g	704g
ごみの再資源化率（％）	16.7% （R1実績）	21.0%
マイバッグの持参率（％）	92.2% （環境アンケートによる集計値）	100.0%

3-2 自然資源のエネルギー利用を推進します

日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油などの使用によるエネルギー消費は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が増大するなど、環境に負荷を与えています。また、現在主要エネルギー資源として利用している化石資源は、将来的な枯渇と資源埋蔵地域の偏りが懸念されています。

本市は既に地熱や小水力、風力などの発電施設が多く存在しており、自然エネルギーによる自給率は全国市町村で上位に位置しています。しかし、自然資源のエネルギー活用という面では比較的先進地であるものの、市民の再生可能エネルギーに対する理解度や浸透度は必ずしも高くない状況にあります。

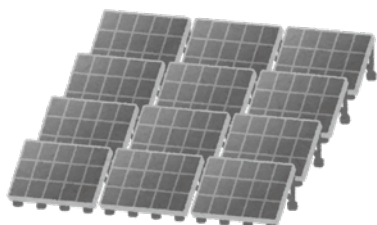
このことから、地域内にある資源を利用した太陽光や小水力、風力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの積極的な活用を推進することで、地球温暖化を始め、環境保全への取り組みを推進します。



【取り組みの方向性】

- ・地域内のエネルギー資源の活用を推進します。
- ・再生可能エネルギーに関する情報の収集や提供に努めます。

施策の内容					
再生可能エネルギーの利用促進	太陽光・太陽熱の利用	小・マイクロ水力の利用	風力の利用	バイオマスの利用	その他の新エネルギーの利用



環境目標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和12年度）
公共施設への再生可能エネルギー設備導入量	112.6kw	112.6kw

3-3 省エネルギーライフを推進します

温暖化、自然の破壊・減少など、将来的な環境の保全に向け、多くの課題を抱えています。また、大量生産・消費・廃棄型の経済活動は、将来的な資源不足などといった問題をもたらしています。

環境への負担を低減するため、また、豊かな自然を将来に受け継いでいくため、今私たちに何が求められているかを考え、行動に移していく必要があります。

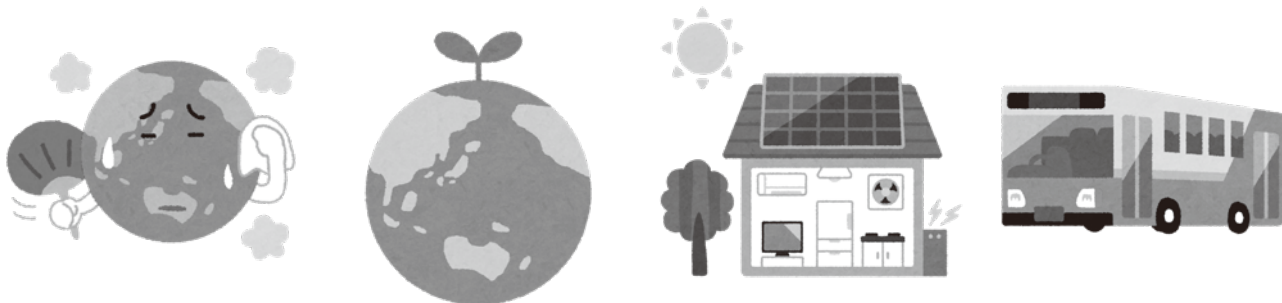
日常生活を見直し、節電、節水など、身近にできることから取り組みを始め、市民一人ひとりの環境に配慮した取り組みが、環境保全意識の連鎖を広め、地球を守っていく大きな行動力となっていきます。



【取り組みの方向性】

- ・地球にやさしく環境負荷の少ない生活を推進します。
- ・地球温暖化防止に向けた、温室効果ガス削減の普及、啓発、情報提供に努めます。
- ・公共交通機関の利用を推進します。

施策の内容			
地球温暖化の防止策	オゾン層破壊の防止	エコライフの推進	公共交通機関の利用促進



環境目標項目	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 12 年度）
再生エネ比率の高い電力の選択実施率（家庭）	15.0% （環境アンケートによる集計値）	50.0%

環境目標項目一覧

基本目標	施 策	環境目標項目	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1. 自然環境	1-1 生態系の保全	自然環境保全に関わるイベント 参加者数	6,668 人	8,000 人
	1-2 緑の保全	森林皆伐後の再造林割合	18.6% (R1 実績)	40.0%
	1-3 自然を生かした癒し 空間の創出	中滝ふるさと学舎来訪者数	5,500 人	13,000 人
		文化遺産が豊富で誇れるまちで あると思う市民の割合	51.3% (環境アンケート集計値)	60.0%
2. 生活環境	2-1 きれいな水の保全	水道有収率 (%)	69.3% (R1 実績)	77.5%
		水洗化率	46.2% (R1 実績)	68.8%
		生活排水処理普及率 (%)	65.0% (R1 実績)	77.9%
	2-2 快適な生活環境の保 全	河川環境基準達成率 (%)	81.2%	90.0%
		不法投棄件数	2	0
		快適環境まちづくり市民会議 会員団体数	28 団体	28 団体
3. 地球環境	3-1 循環型社会の推進	1 人 1 日あたりのごみの排出 量 (家庭系) (g)	745 g (R1 実績)	704g
		ごみの再資源化率 (%)	16.7%	21.0%
		マイバッグの持参率 (%)	92.2% (環境アンケート集計値)	100.0%
	3-2 資源エネルギー利用 の促進	公共施設への再生可能エネル ギー設備導入量	112.6kw	112.6kw
	3-3 省エネルギーライフ の推進	再生エネ比率の高い電力の選択 実施率 (家庭)	15.0% (環境アンケート集計値)	50.0%

｜ 第 3 章 ｜

環境配慮行動の指針



1 市民（日常生活）の行動指針

今日の環境問題は、大量消費、大量廃棄によるごみ問題、道路交通量の増加による大気汚染や騒音・振動の発生、都市化の進行による生活排水の増加など、都市型、生活型公害の顕在化や、地球温暖化を始めとする地球環境問題など、私たち一人ひとりの行動や生活に起因して発生しています。

これらの環境問題を改善し、将来の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人ひとりが自らの環境への配慮行動（取るべき行動）について理解し、より環境に優しいライフスタイルを確立し、実践することが大切です。

市民の日常生活行動指針は、市民が日常の行動や生活において期待される役割と具体的な行動について示すものです。

【自然環境】

自然環境の保全のために

- ・身近な自然と動植物に関心を持ち、保護に努めます。
- ・自然観察会や自然環境調査などへ参加や協力に努めます。
- ・山や川などに出かけ、自然の親しみに努めます。
- ・自然に親しむ活動に参加し、自然に関する知識と理解に努めます。
- ・自然を活用した憩いの場、レクリエーションの場を活用し、自然の親しみに努めます。
- ・ウォーキングやサイクリングなど自然を通した運動により、健康の維持・向上に努めます。
- ・身近な木や花、虫や鳥、動物などへの関心を高めます。
- ・花の咲く時期、虫や鳥がいる時期や場所への関心を高めます。
- ・自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、野鳥や昆虫、植物などの生き物を大切にするように努めます。
- ・山菜採りやきのこ狩りは節度とマナーを守ります。
- ・生態系を守るため、外来生物はむやみに持ち込みません。またペットは自然に放しません。
- ・清掃活動等自然環境の維持・向上のための活動に参加に努めます。
- ・キャンプやハイキングなどのレジャーで発生するごみは持ち帰ります。
- ・食材は可能な限り地元で採れた物の使用に努めます。
- ・大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を学ぶことに努めます。

【生活環境】

公害の防止のために	・ 自家用車は、騒音や黒煙などを出さないよう適切に整備に努めます。 ・ 周辺地域への配慮を心掛け、騒音・振動、悪臭等の発生防止に努めます。 ・ 家庭からのごみは野外で焼却せず、適正な処理に努めます。 ・ 油やごみを排水口に流さないように努めます。 ・ 洗剤や石けん、シャンプーなどは適正な量の使用に努めます。 ・ 蛍光剤等の添加剤が使用されている合成洗剤の使用を控えます。
快適な生活空間の創出のために	・ たばこやごみのポイ捨てはしません。 ・ 喫煙者は非喫煙者の健康を害しないよう喫煙マナーを守ります。 ・ 生け垣や花壇、庭など敷地内の緑化と適正管理に努めます。 ・ ペットの鳴き声や糞、ごみの出し方などで周囲に迷惑を掛けまい生活マナーの向上に努めます。 ・ 地域の清掃活動や美化活動の参加に努めます。 ・ 街や道路のバリアフリーや景観配慮の状況について気を配ります。 ・ 住宅の新築や改築の際は、周囲の景観、隣家の日照に配慮した材質、構造、デザインの採用に努めます。

【地球環境】

資源の循環的利用のために（廃棄物）	買い物をするときは… ・ マイバッグを持参し、不要なレジ袋を受け取らないように努めます。 ・ 買い物は必要な物だけを買うように努めます。 ・ リターナブルびんや詰め替えができる商品を買うことに努めます。 ・ 割り箸やスプーンなど、必要のない物は受け取らないように努めます。 ・ 育児用品、旅行用品など使用期間が短い物などは、レンタルやリースの上手な利用に努めます。 ・ 見た目だけでなく、飽きのこない質の良い物を買うように努めます。 ・ 使い捨て商品の購入は控えるように努めます。 ・ 自然にかえりやすい素材の製品を選ぶように努めます。
	台所では… ・ 料理は適量を作り、食べ残しによる生ごみを出さないよう努めます。 ・ 揚げ物は少ない油で揚げます。使った後の油は、炒め物などの再利用に努めます。 ・ 三角コーナーや水切りネットを付け、調理屑を流さないように努めます。 ・ 生ごみは水分をよく切ってから燃えるごみに出します。堆肥化等の処理方法の配慮に努めます。 ・ お店などの回収ルートがあるリターナブル製品は回収の協力を努めます。
	くらしの工夫と心掛け ・ 空き缶や空きビンなどの容器は資源回収や販売店頭回収の協力を努めます。 ・ 古新聞や段ボールなどの古紙は資源回収の協力を努めます。 ・ 再利用可能な物は、フリーマーケットやバザーへの協力を努めます。 ・ 家電リサイクル法に従い、対象となる家電製品は適正処理します。 ・ パソコンリサイクル法に従い、不要になったパソコンは、適正処理します。 ・ 電化製品は修理に出すなど長く使うことに努めます。 ・ 衣料品はほころびを繕ったり、リフォームするなど長く使うことに努めます。 ・ ごみは分別を徹底し、ルールを守って出すことに努めます。

資源の循環的利用のために（廃棄物）	・ごみの集積場所は、地域で協力しきれいに保つことに努めます。 ・下水道や農業集落排水施設が整備された地域では速やかな接続に努めます。 ・下水道未整備地域では、生活雑排水とし尿を処理できる浄化槽の設置に努めます。 ・汚水樹や浄化槽の定期的な点検・清掃に努めます。 ・米のとぎ汁は庭の植物の水やりの利用に努めます。
-------------------	---

資源の循環的利用のために（省エネルギー）	台所では… ・ガスコンロの炎は鍋等の幅内に収まるような調整に努めます。 ・鍋の底に水滴をつけたままガスコンロに掛けないように努めます。 ・ガス台のバーナーは小まめな掃除に努めます。
	居室では… ・外気の取り込み、ブラインドやカーテンの活用により室温の調整を行い、冷暖房によるエネルギーの使用を減らすように努めます。 ・冷暖房による暖め過ぎ、冷やし過ぎに注意し、必要の無いときは電源を切るように努めます。 ・エアコンは、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に設定した使用に努めます。 ・エアコンのフィルターは、小まめな掃除に努めます。 ・エアコンの室外機は、風通しが良く直射日光の当たらない場所への設置に努めます。 ・電気カーペットの下に保温性の高い敷物などを敷くなど熱が逃げない工夫に努めます。 ・電気カーペットの加熱面の切替え機能をうまく使うように努めます。 ・電気こたつは、掛け布団や敷き布団で保温性を高め、効率良い使用に努めます。 ・長時間使用しない電気機器はコンセントを抜き、待機電力を消費しないように努めます。 ・電気機器は、小まめに電源のオン・オフを行うように努めます。 ・照明器具の使い分けなどにより必要に応じた明るさでの使用に努めます。 ・エネルギー効率の高い照明の利用に努めます。 ・照明器具は小まめに掃除し、明るさを保つように努めます。
	くらしの工夫と心掛け ・部屋を片付けてから、掃除機を掛けることにより、使用時間の短縮に努めます。 ・掃除機の吸引力を保つため、フィルターの適切な掃除、交換に努めます。 ・洗濯物は、適量をまとめて洗うことに努めます。 ・お風呂から上がるときは、ふたをすることに努めます。 ・夏は家の周りに打ち水をして涼を取ることに努めます。 ・住宅の新築や改築の際は、高気密、高断熱に努めます。 ・太陽光、太陽熱等を利用した設備の設置に努めます。 ・電気機器はできるだけ省エネタイプの製品を選びに努めます。 ・手洗い、シャワー、洗車などでは、蛇口をまめに閉めるなど、節水に努めます。 ・節水型の水栓、シャワーなどの製品を活用し、節水の工夫に努めます。 ・雨水を水やりや打ち水などに使うように努めます。 ・お風呂の残り湯を洗濯の利用に努めます。

資源の循環的利用のために（省エネルギー）	出掛けるときは… ・バス・電車など公共交通機関の利用に努めます。 ・近場へは自転車や徒歩で出掛けることに努めます。 ・自動車のトランクなどを整理し不必要な荷物は載せないように努めます。 ・自動車の運転では、急発進、急加速、空吹かし等を行わないように努めます。 ・駐停車時のアイドリングストップに努めます。 ・自家用車の購入は、低公害車や低燃費車選びに努めます（ハイブリット車、電気自動車等）。 ・電気炊飯器での長時間の保温は止め、食べる前に温めることに努めます。 ・圧力鍋や保温鍋などをできるだけ活用することに努めます。 ・冷蔵庫の中を整理して、詰め過ぎないように努めます。 ・冷蔵庫は日光の当たらない場所に置き、周囲には少し隙間を空けるように努めます。 ・換気扇は小まめな掃除に努めます。 ・食器洗いなどに使用のお湯の温度は低めにすることに努めます。
地球環境保全のために	・フロンを使用した製品などオゾン層破壊につながらない商品を選ぶことに努めます。 ・フロンを使用した製品の適正な処理に努めます。

2 事業活動の行動指針

事業活動により発生する環境問題については、法による規制など対策が講じられ、環境負荷の低減が図られています。しかしながら消費者の製品に対する需要増や多様な要求などにより、公害、地球温暖化など、事業活動による環境への影響は依然大きなものとなっています。

事業所は、すべての事業活動において環境負荷の低減に向けた自主的な取り組みをしていくことが大切です。

【自然環境】

自然環境の保全のために	・ 事業所内周辺の地形や地質などの自然環境の特性の把握に努めます。 ・ 事業所周辺の動植物の保全に努めます。 ・ 市や各種団体が実施する自然環境保全活動に参加・協力を努めます。 ・ 昆虫や鳥、動植物などの多様な生物の生息の場である農地や里山の保全に努めます。 ・ 休耕田の適正管理に努めます。 ・ 農村景観の形成・保全や地力の維持のため、景観作物の植付けに努めます。 ・ 有機栽培や無農薬・減農薬栽培の積極的な取り組みに努めます。 ・ 環境負荷の少ない農業資材の利用に努めます。 ・ 林業活性化による森林保全のため、地元産材を使用するように努めます。 ・ 植栽樹木は、周辺環境に配慮した種の選択に努めます。 ・ 土地造成に当たっては、緑地の保全と緑化の推進に努めます。 ・ 間伐材の有効活用に努めます。 ・ 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公的機能の重要性の認識に努めます。
-------------	---

【生活環境】

公害の防止のために	・ 法律の規制を遵守し、更なる環境負荷の低減の取り組みに努めます。 ・ 事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を防止するため、事前対策に努めます。 ・ 浄化槽や排水処理施設などの整備に努めます。 ・ 防音・防振対策により、騒音や振動の発生抑制に努めます。 ・ 低騒音、低振動型の機器の設置と整備に努めます。 ・ 防臭装置の設置や施設の気密性の向上により悪臭の拡散の防止に努めます。 ・ 施工中の濁水、粉じん、騒音・振動、排ガスなどの防止対策に努めます。 ・ 減農薬、有機栽培などを推進し、土壌・水質の保全に努めるとともに、消費者への積極的な PR に努めます。 ・ オイルや化学薬品などは適正に管理し、河川や土壌への流出の予防に努めます。 ・ ビニールなどの農業廃棄物の野焼きはしません。 ・ 家畜排せつ物などによる水質汚濁や土壌汚染、悪臭などを防止します。 ・ 環境負荷の少ない建設工法の積極的な導入に努めます。 ・ より安全な食品の製造の取り組みに努めます。 ・ 食品添加物に関する情報の公開に努めます。 ・ 洗剤や薬品などは、環境負荷の低い物を選択し、適量の使用に努めます。 ・ 廃棄物の収集、運搬に当たっては、廃棄物が飛散しないように努めます。
-----------	---

公害の防止のために	・ハイブリッド車、電気自動車などの低公害車の導入に努めます。 ・車両から騒音や黒煙を出さないよう点検・整備を十分に行うように努めます。 ・施設・設備の運転・維持管理の徹底に努めます。 ・事業所周辺への環境影響等の監視・測定を行い公表に努めます。
快適な生活空間の創出のために	・事業活動に伴う地域環境への負荷を抑えることに努めます。 ・事業所周辺の清掃を定期的に行うことに努めます。 ・事業所内の緑化に努めます。 ・建物、看板などは景観に配慮することに努めます。 ・屋外照明や広告塔照明の設置においては、光害の防止のため、照明の配置や方向、強さ、点灯時間等の配慮に努めます。 ・渋滞や事故を招く路上駐車はやめます。 ・安全運転に努めます。

【地球環境】

資源の循環的利用のために（廃棄物）	・グリーン購入の推進に努めます。 ・使い捨て製品の使用や購入を抑えることに努めます。 ・コピー用紙の裏面使用、封筒の再利用などに努めます。 ・コピー用紙などの紙類は、再生紙の使用に努めます。 ・電子メールなどを有効に利用し、ペーパーレス化に努めます。 ・包装や梱包材は、再生プラスチックや再生紙など環境に配慮した資材を使用するとともに、包装材の減量に努めます。 ・不用な事務用品などは、バザーやフリーマーケットなどによる再利用に努めます。 ・ＯＡ機器や電化製品は修理して長く使うことに努めます。 ・ごみ回収ボックスを設置し、分別回収の徹底に努めます。 ・廃棄物は再利用やリサイクルが出来ないか考え、より環境に負荷を与えない方法を選択し、適正に処理します。 ・空き缶や古新聞、古雑誌、段ボールなどの資源ごみは資源回収に出すことに努めます。 ・廃棄物は法令を遵守し、排出者の責任において適正に処理します。 ・廃棄物の資源回収を促進し、他産業との連携などによりゼロエミッションに努めます。 ・廃棄物の種類、性状、排出量を把握し、適切な収集・運搬機材の選択等を行うように努めます。 ・排出事業者の排出状況や運搬先の処理施設等の状況を把握し、適切な収集・運搬計画を立て実施することに努めます。 ・産業廃棄物の処理は、マニフェストの管理を確実に行います。 ・産業廃棄物の処理は、環境負荷の低減の徹底に努めます。 ・消費者に買い物袋等の持参の呼び掛けに努めます。 ・リサイクル製品の販売の促進に努めます。
-------------------	---

資源の循環的利用のために（省エネルギー・節約）	・太陽光発電、風力発電など新エネルギーの積極的な導入に努めます。 ・コージェネレーションシステム、蓄熱式空調システムの導入により、効率的なエネルギー利用に努めます。 ・工場や事業所などにおける省資源や省エネルギー対策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に努めます。 ・原材料の調達過程や製造・輸送過程での温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ・オフィス機器の購入の際には、省エネルギー型製品を選ぶことに努めます。 ・事業所や店舗内の照明の節電・省エネルギー化の取り組みに努めます。 ・電気機器は、小まめに電源のオン・オフを行うことに努めます。 ・不用な照明は消して、昼光の利用に努めます。 ・エアコンは、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に設定し使用することに努めます。 ・外気の取り込み、ブラインドやカーテンの活用により室温の調整を行い、冷暖房によるエネルギーの使用を減らすことに努めます。 ・エアコンのフィルターや換気扇は、小まめな掃除に努めます。 ・パソコンやコピー機は風通しの良い場所に配置して機器の過熱の防止に努めます。 ・待機電力を消費する機器は、主電源を切るかコンセントを抜くことに努めます。 ・マイカー通勤から公共交通を利用した通勤への転換の呼び掛けに努めます。 ・社用車の効率的な利用を図り、公共交通による移動を心掛けるとともに、ノーマイカーデーの設置や相乗りの推進に努めます。 ・自動車の運転では、急発進や急加速、荷物の積み下ろし時のアイドリングの防止に努めます。 ・運搬経路を選択する際には、幅員、渋滞等の道路条件の考慮に努めます。 ・節水型のトイレなどにより、トイレ用水の節約に努めます。 ・雨水の貯留施設を設置し、植木への水まきなど有効利用に努めます。 ・排水の再利用を行うことに努めます。 ・手洗いや車両の洗車時には、水の流し放し防止に努めます。 ・省エネルギーの効率的な配送方法への転換に努めます。
地球環境の保全のために	・特定フロン回収・適正処理に努めます。 ・事業所の業種や規模に応じて、ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの構築に努めます。 ・製品の開発設計においては、ライフサイクルアセスメント（LCA）を実施し、製品が環境に与える影響の低減と廃棄物の減量に努めます。 ・エコマークやグリーンマークの付いた製品や、再生可能な材料で製造された製品などの購入（グリーン購入）に努めます。

Ⅰ 第4章 Ⅰ

計画の推進と進行管理



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・市の共働

本計画の各種施策を効果的かつ計画的に推進し実践していくために、市民・事業者・市が協力・連携して、それぞれの役割を自主的に果たしていく仕組みづくりに努めます。

(2) 鹿角市快適環境まちづくり市民会議

鹿角市快適環境まちづくり市民会議は、平成 8 年に本市の緑豊かな自然と住みよい環境を維持するため市民・事業者・市が一体となって、環境保全、環境美化、ごみの減量化などの活動を展開していくことを目的に設立されました。現在は老人クラブや事業者等、各種 28 団体の会員により活動しています。

本計画を推進し、目指すべき環境像『自然とともに生き 未来を拓くまち・鹿角』を実現するために“鹿角市快適環境まちづくり市民会議”がリードしていきます。



(3) 環境学習

地域の環境や地球環境を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、市民一人ひとりが、環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境へのやさしさや環境保全への意識を高めていくことが重要です。

本市では、地域や事業者によるクリーンアップ活動など、関係団体が協力した環境保全事業が展開されています。また、環境に関する市民アンケート（令和 2 年度実施）では、環境学習の充実を求める回答が多くありました。

このため、環境保全に取り組む上で中心となる人材の育成、家庭や学校、地域などにおける環境教育・環境学習の推進、環境に関する情報の収集や提供などを充実し、環境保全意識の向上を図ります。

環境リーダーの育成と活用

環境に関する情報の充実と共有

環境学習と環境活動の充実と普及



●環境学習は目標・ねらいを定め、効果的に学習を進めていくことに努めます。

2 計画の進行管理

(1) 施策の整合性

本計画と関連のある施策の企画、推進にあたっては、整合性を十分に図ります。

(2) 評価指標の設定

環境施策の実施状況や進行状況を評価するために設けた評価指標について、毎年その状況を把握・評価し、計画の効果的な進行管理を行います。

(3) 情報の開示

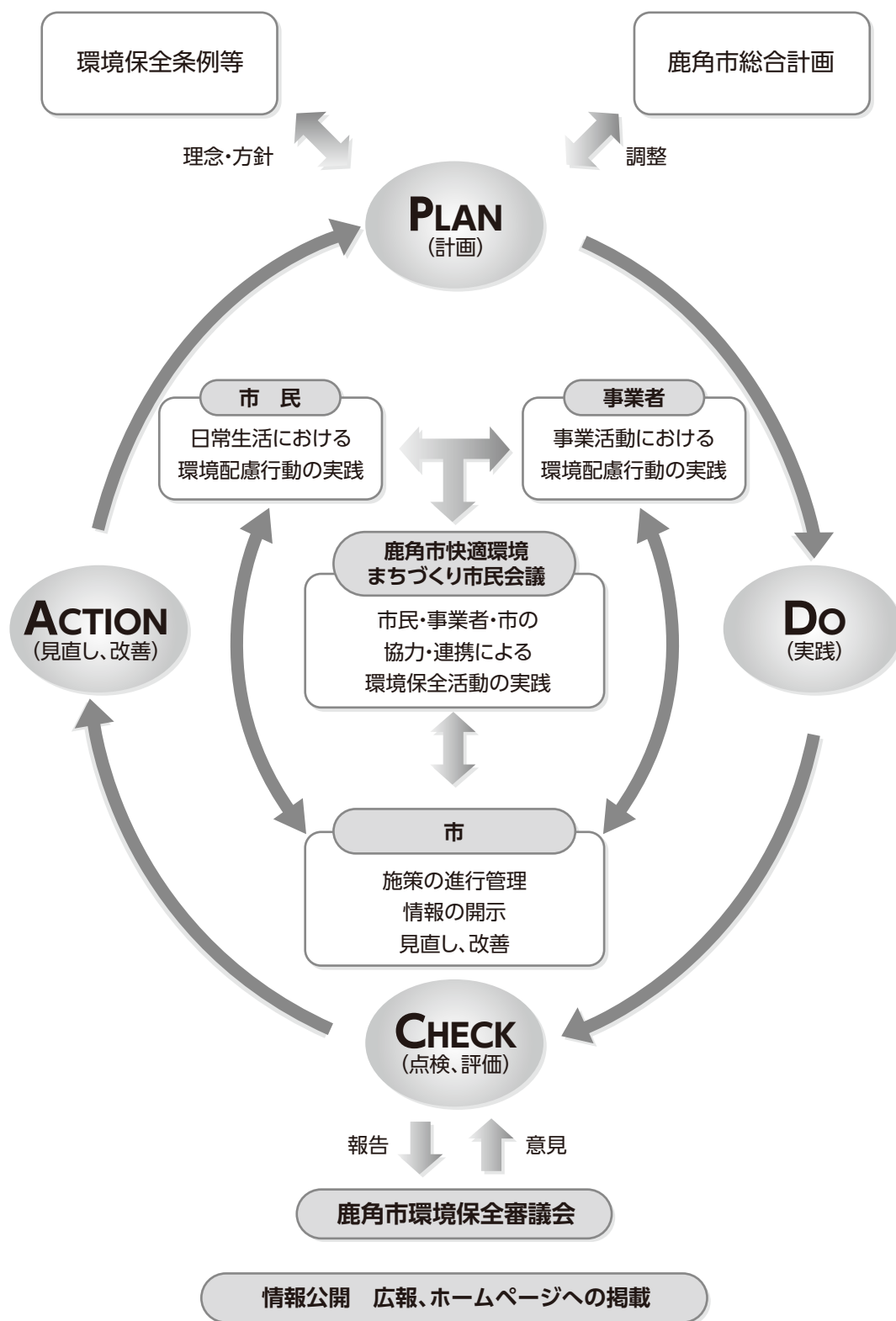
本市の環境の状況や、本計画に基づいた環境施策の実施状況などについて、鹿角市環境保全審議会で年次報告や意見聴取をするとともに広報やホームページ等で公表します。

(4) 見直し、改善

“鹿角市快適環境まちづくり市民会議”をはじめ、市民や事業者からアンケート調査等により意見をいただきながら、計画の効果的な推進に努めます。さらに、環境を取りまく状況や社会経済状況の変化に対応して、目標値や施策の見直しや改善を行います。



計画の推進と進行管理体系図



資料編

1. 環境意識調査
2. 環境の現状
3. 環境基準一覧
4. 計画策定の体制
5. 計画策定の経過
6. 鹿角市環境保全条例
7. 用語集



1. 環境意識調査

1. 市民アンケート調査結果

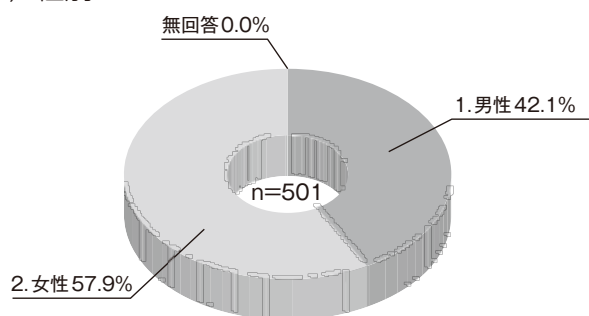
調査期間	令和2年10月5日から10月25日まで
調査の対象者と抽出方法	令和2年8月現在に市内に在籍する市民1,000人から抽出
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	501人（調査対象者の50.1%）

※ n (Number of cases の略) は、質問に対する回答者数であり、回答比率における100%に相当する。
 ※回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出している。従って、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならないことがある。

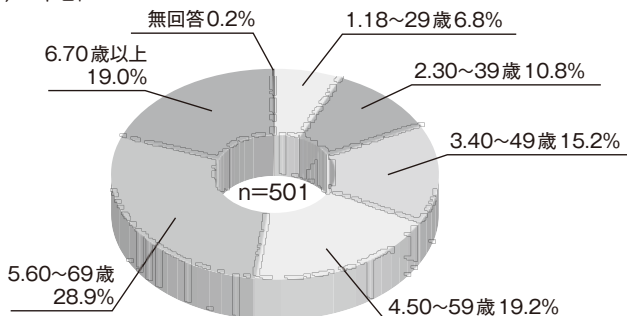
回答者の属性

問1 回答者の属性

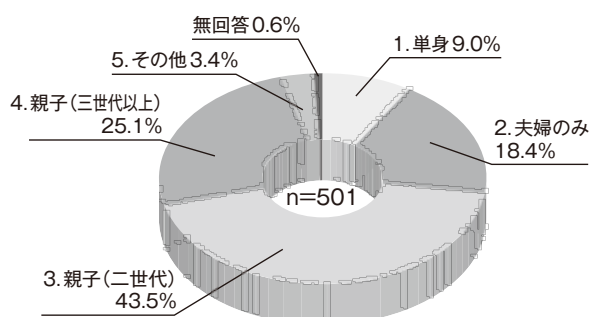
(1) 性別



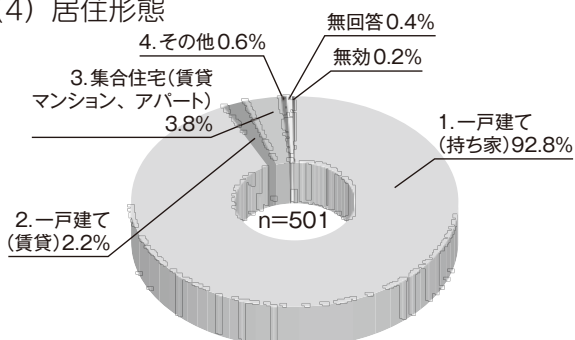
(2) 年齢



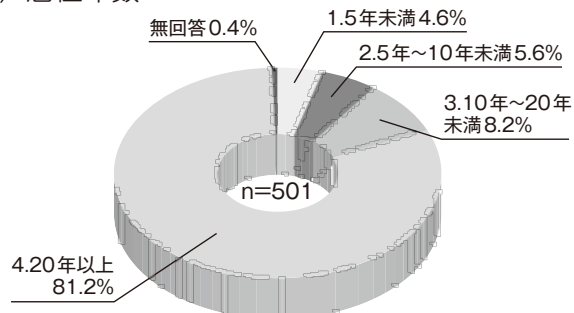
(3) 家族構成



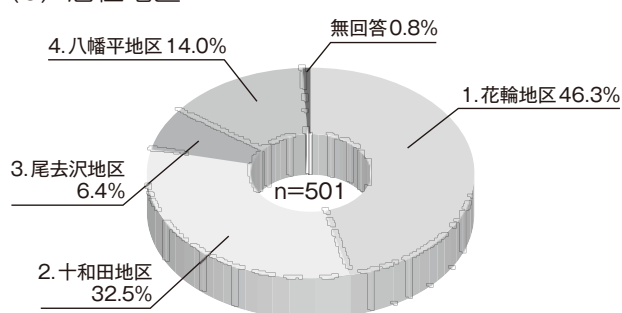
(4) 居住形態



(5) 居住年数



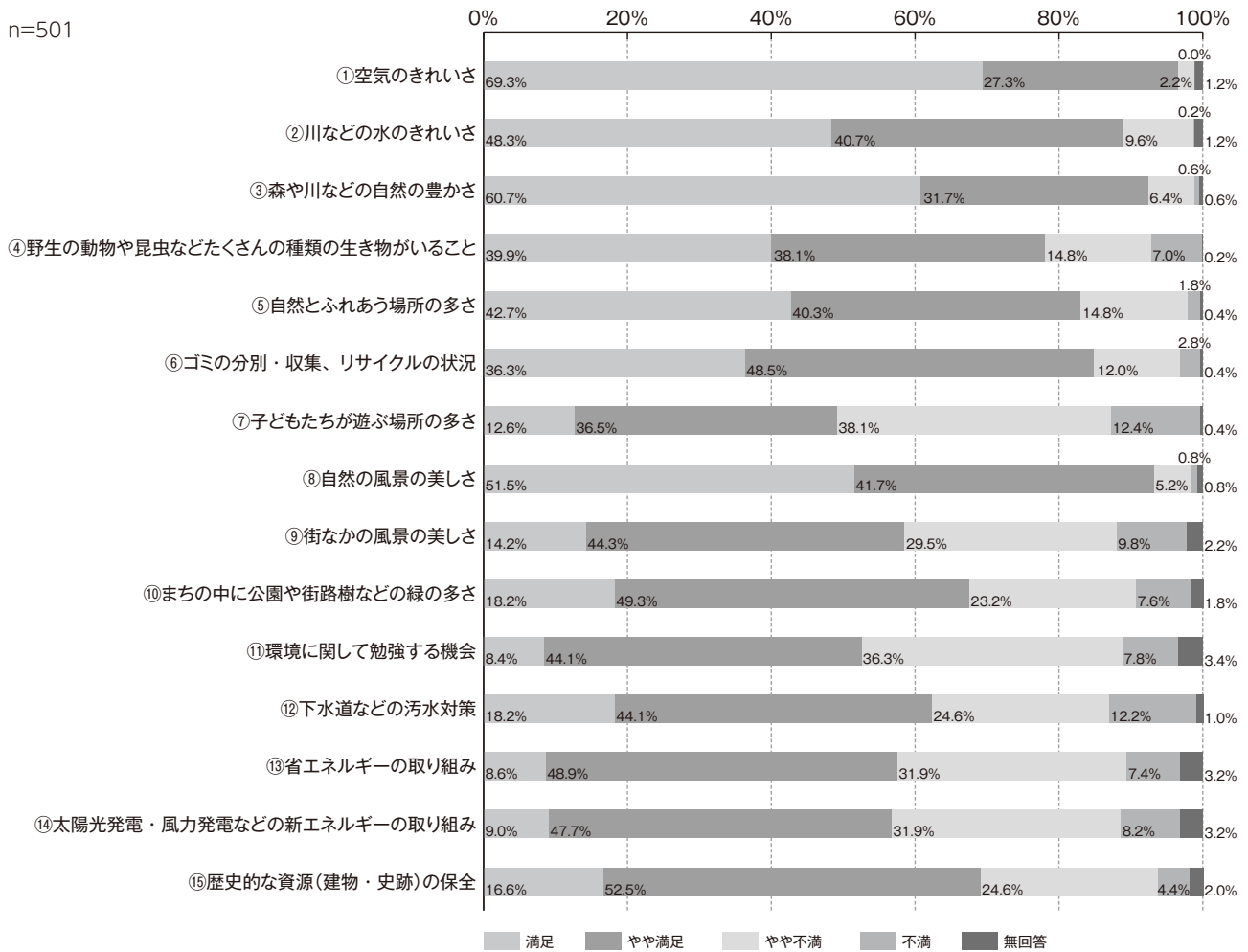
(6) 居住地区



環境に対する認識

問 2-1 あなたは、次のような自分のまわりの環境について満足していますか？（1 つずつ選択）

n=501

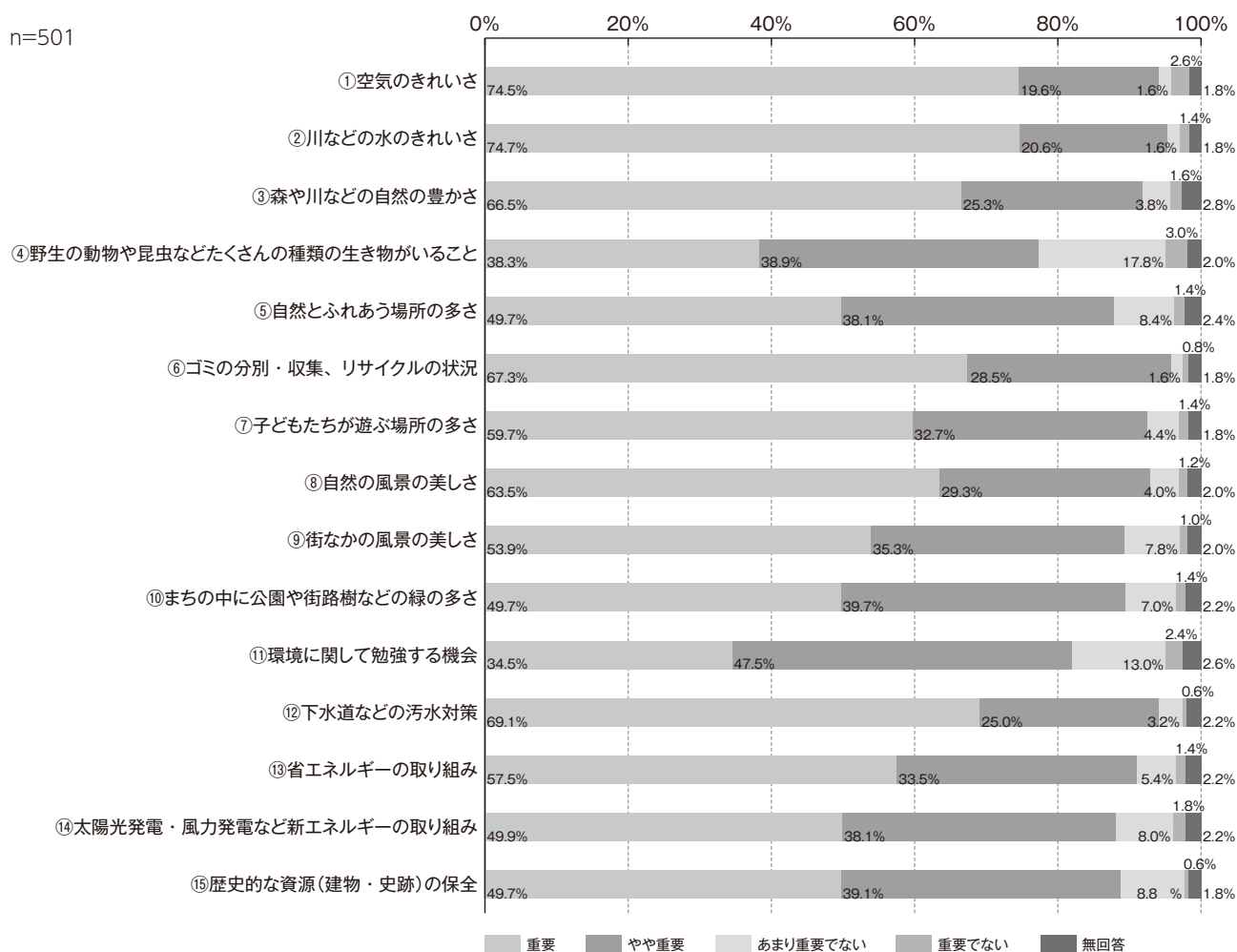


「満足」と「やや満足」を合わせた満足度は、「⑦子どもたちが遊ぶ場所の多さ」が5割を下回ったものの、その他の項目はいずれも5割を上回っています。

「満足」は、「①空気のきれいさ」（69.3%）が最も高く、「③森や川の自然の豊かさ」（60.7%）「⑧自然の風景の美しさ」（51.5%）が続いています。

前回調査と比べ、全ての項目で「満足」の回答が増えました。特に、「②川などの水のきれいさ」は、20.1%から48.3%、「①空気のきれいさ」は、50.9%から69.3%、「⑤自然とふれあう場所の多さ」は、25.6%から42.7%に増えています。「環境に関して勉強する機会」「省エネルギーの取組」については、満足度は、低くなっています。

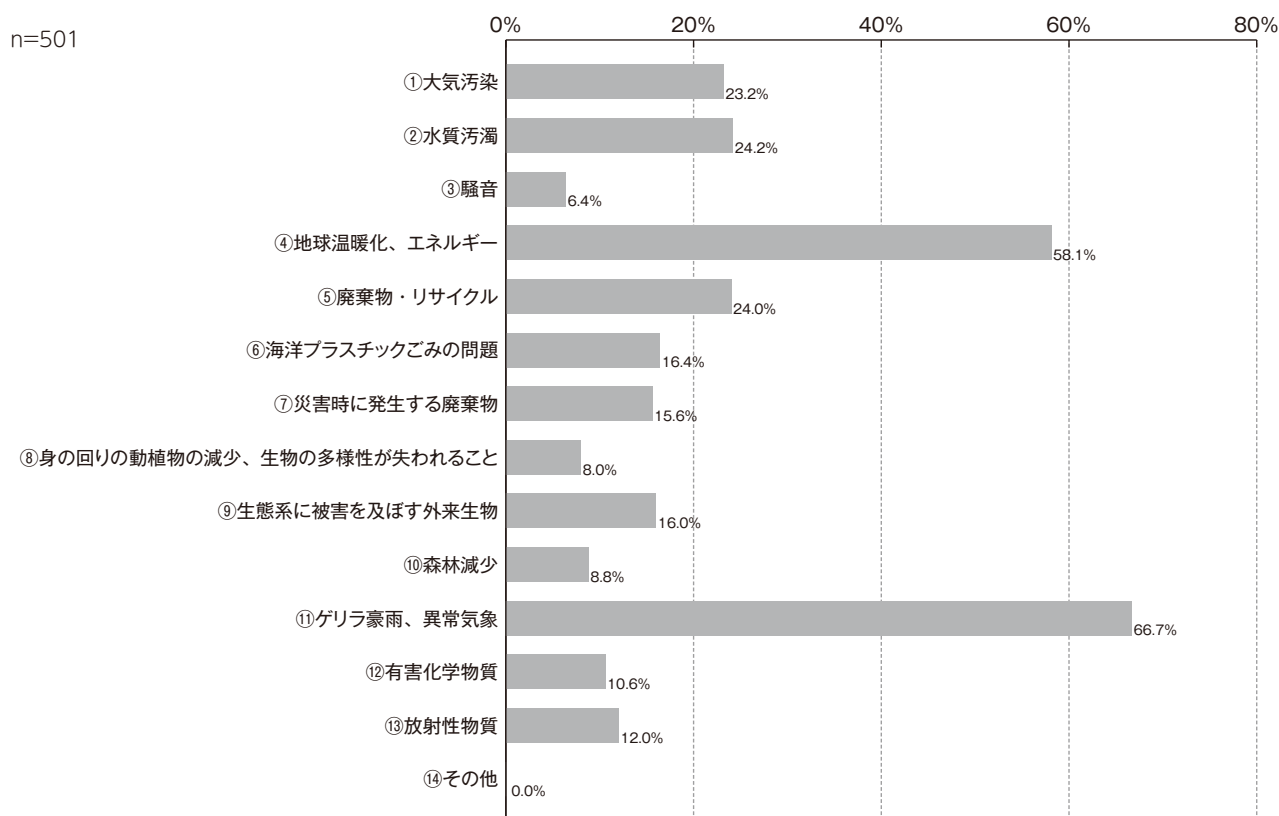
問 2-2 あなたは、次のような自分のまわりの環境について重要と思いますか？（1 つずつ選択）



「重要」と「やや重要」を合わせた重要度の回答は、全ての項目で 70% を上回っています。特に「重要」の回答は、「②川などの水のきれいさ」（74.7%）が最も高く、次に「①空気のきれいさ」（74.5%）「⑫下水道などの汚水対策」（69.1%）、「⑥ゴミの分別・収集、リサイクルの状況」（67.3%）が続いています。

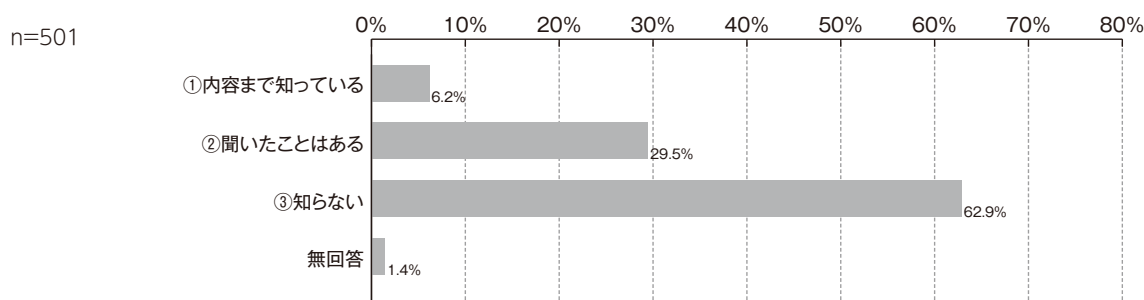
前回調査と比べて、「重要」の回答は、「⑮歴史的な資源（建物、史跡）の保全」が、37.0% から、49.7% に、「⑨街なかの風景の美しさ」が、42.5% から 53.9% に、「⑩まちの中に公園や街路樹などの緑の多さ」が、39.3% から、49.7% にそれぞれ増えています。

問3 特に関心のある（心配している）環境問題は何ですか？（3つ選択）



関心のある環境問題は、「ゲリラ豪雨、異常気象」（66.7％）が最も多く、「地球温暖化、エネルギー」（58.1％）、「水質汚濁」（24.2％）が続いています。

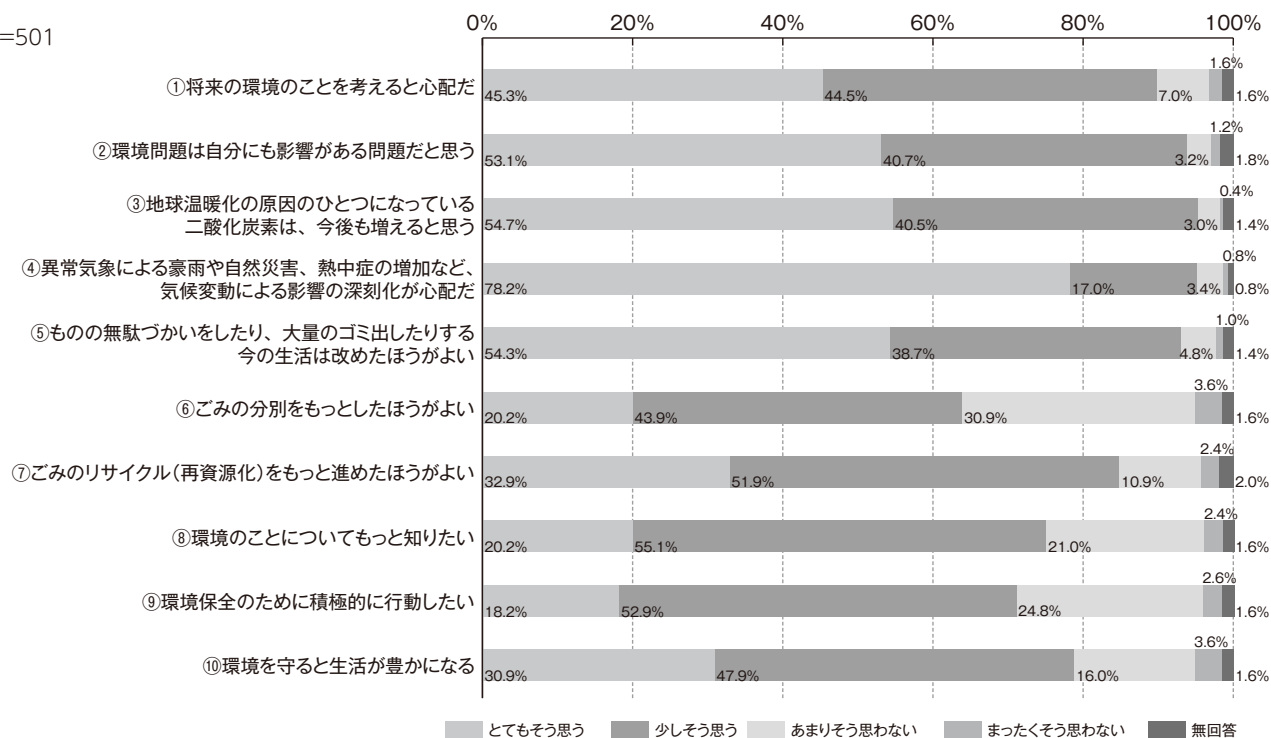
問4 あなたは、SDGsについてご存知ですか？（1つだけ選択）



SDGsについて、「内容まで知っている」「聞いたことがある」と回答した人は、合わせて 35.7％です。

問5 あなたは、次のことについて、どう思いますか？（1つずつ選択）

n=501

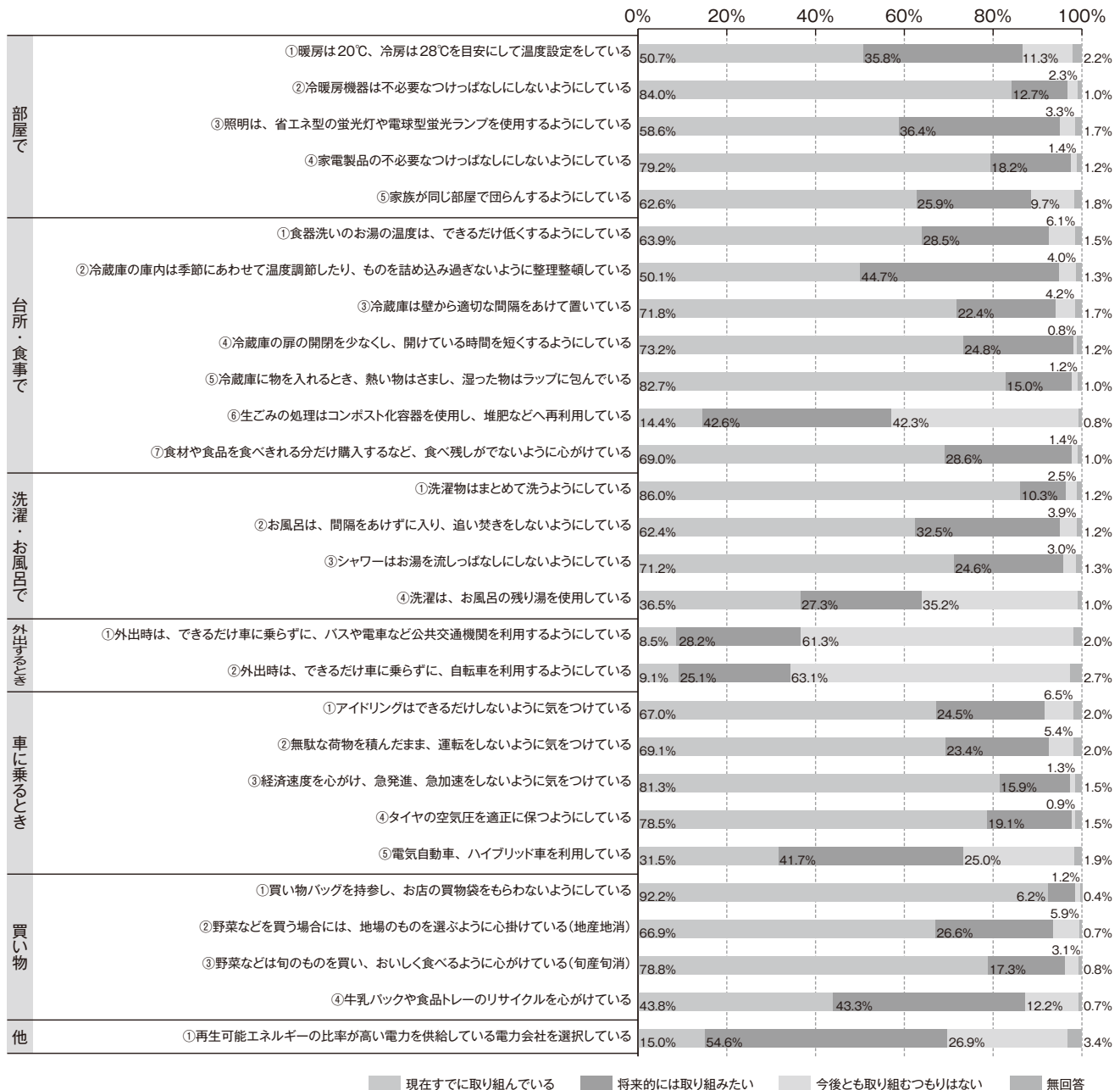


環境に対する考えに対し「とてもそう思う」と回答した人は、「④異常気象による豪雨や自然災害、熱中症の増加など、気候変動による影響の深刻化が心配だ」（78.2%）が最も多く、「③地球温暖化の原因のひとつになっている二酸化炭素は、今後も増えると思う」（54.7%）が続いています。

前回調査と比べて、「⑤ものの無駄づかいをしたり、大量のゴミ出したりする今の生活は改めたほうがよい」（54.3%）と回答する割合は、低くなっています。

環境配慮行動の取組状況について

問 6 次の項目にあげた日常生活でできる環境配慮について、あなたの取り組み状況を教えてください。
(それぞれ1つだけ選択)



環境配慮に「現在すでに取り組んでいる」のは、「買い物バッグを持参し、お店の買物袋をもらわないようにしている」(92.2%) が最も多く、「洗濯物は、まとめて洗うようにしている」(86%)、「冷暖房機器は不必要なつけっぱなしにしないようにしている」(84%) が続いています。

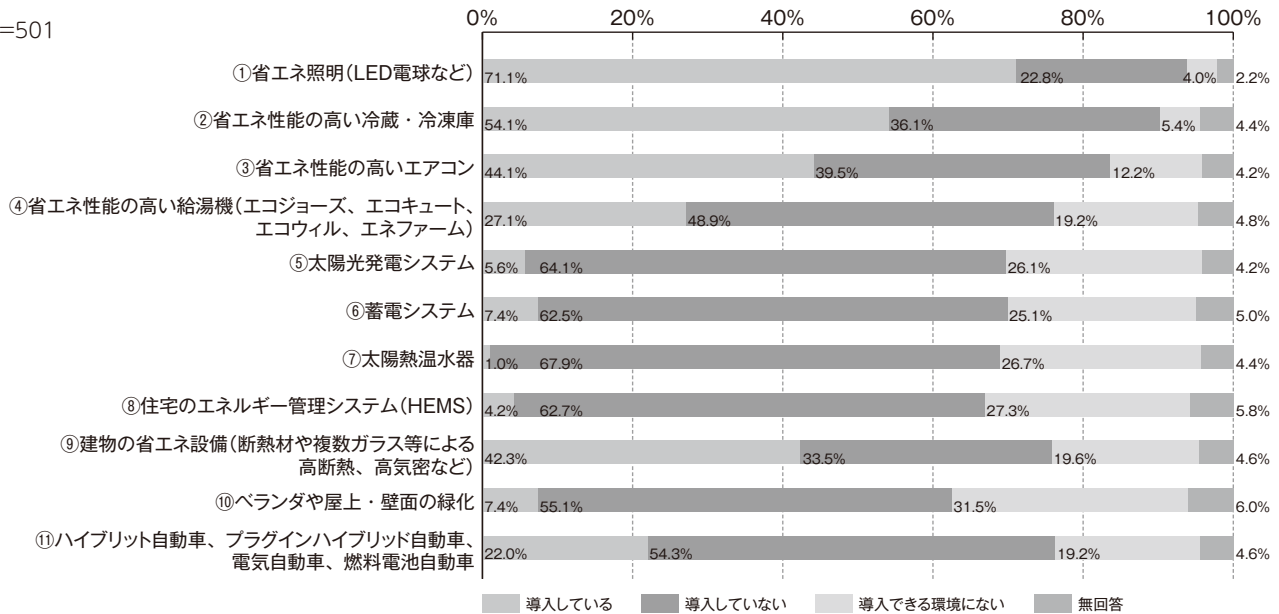
「将来的には取り組みたい」は、「再生可能エネルギーの比率が高い電力を供給している電力会社を選択している」(54.6%) が最も多く、「冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調節したり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓している」(44.7%)、「牛乳パックや食品トレーのリサイクルを心掛けている」(43.3%) が続いています。

「今後とも取り組むつもりはない」は、「外出時には、できるだけ車に乗らずに、自転車を利用するようにしている」(63.1%) が最も多く、「外出時には、できるだけ車に乗らずに、バスや電車など公共交通機関を利用するようにしている」(61.3%) が続いています。

前回調査と比べ、「電気自動車、ハイブリッド車を利用している」は、2.9%から31.5%に、「買物バッグを持参し、お店の買物袋をもらわないようにしている」は、66.9%から92.2%に、それぞれ顕著に増加しました。

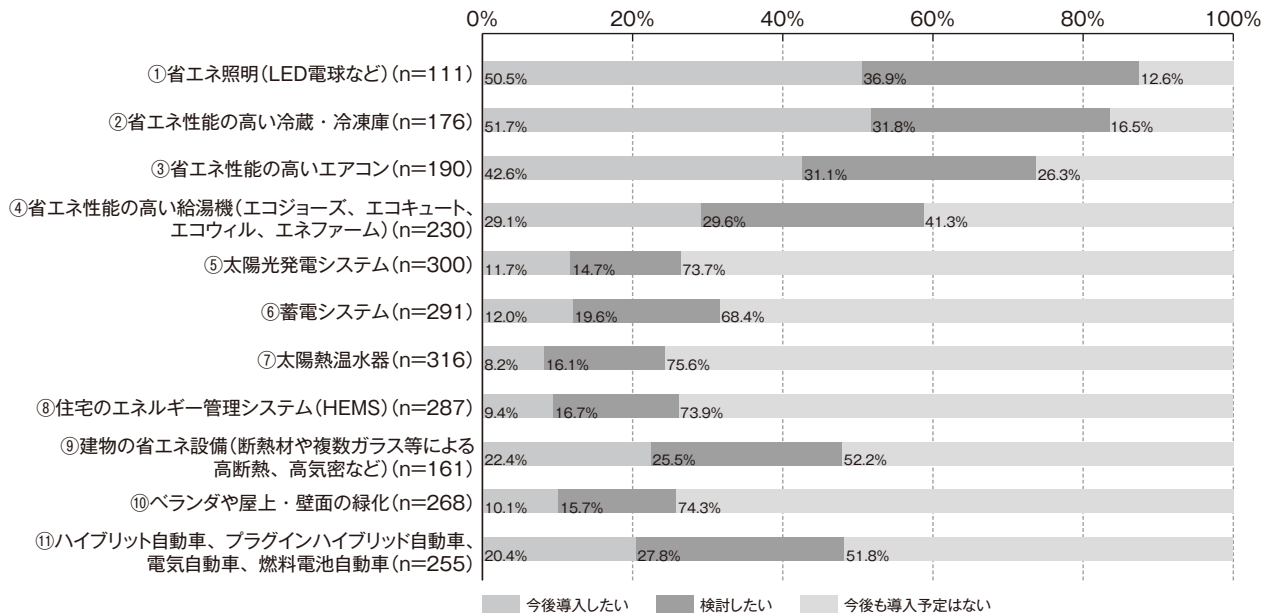
問 7-1 家庭での省エネルギー設備・機器等について「現在の導入状況」をお教えてください。
(それぞれ 1 つだけ選択)

n=501



「導入している」は、「①省エネ照明(LED電球など)」(71.1%)が最も多く、「②省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」(54.1%)が続いています。

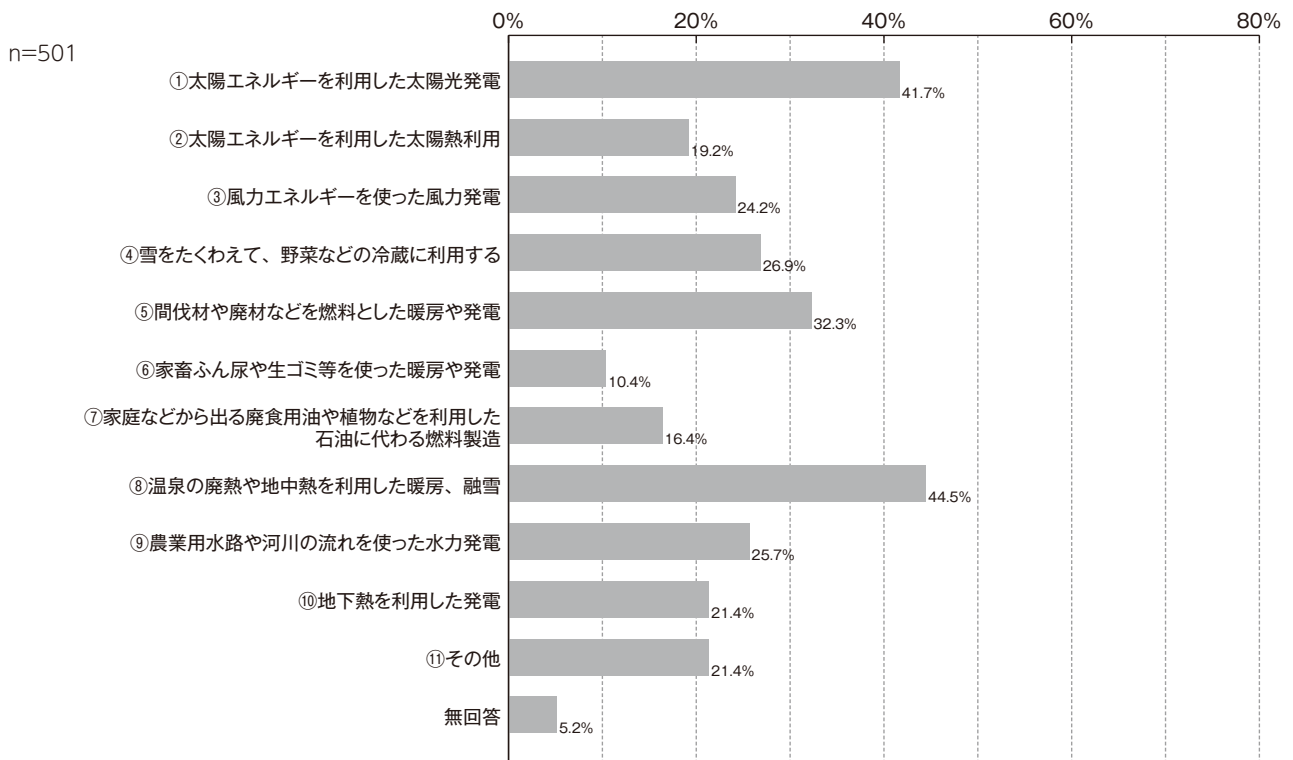
問 7-2 家庭での省エネルギー設備・機器等について、「導入していない(2)」をお答えいただいた方は、
右側の欄「今後の導入意向」をお教えてください。(それぞれ 1 つだけ選択)



問 7-1 で、「導入していない」と回答された省エネルギー設備・機器等のうち「今後導入したい」は、「②省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」(51.7%)が最も多く、「①省エネ照明(LED電球など)」(50.5%)、「③省エネ性能の高いエアコン」(42.6%)が続いています。

鹿角市の環境保全に対する考え

問 8 今後、鹿角市で積極的に導入すべきと思われる新エネルギーはどれですか？（3 つまで選択）



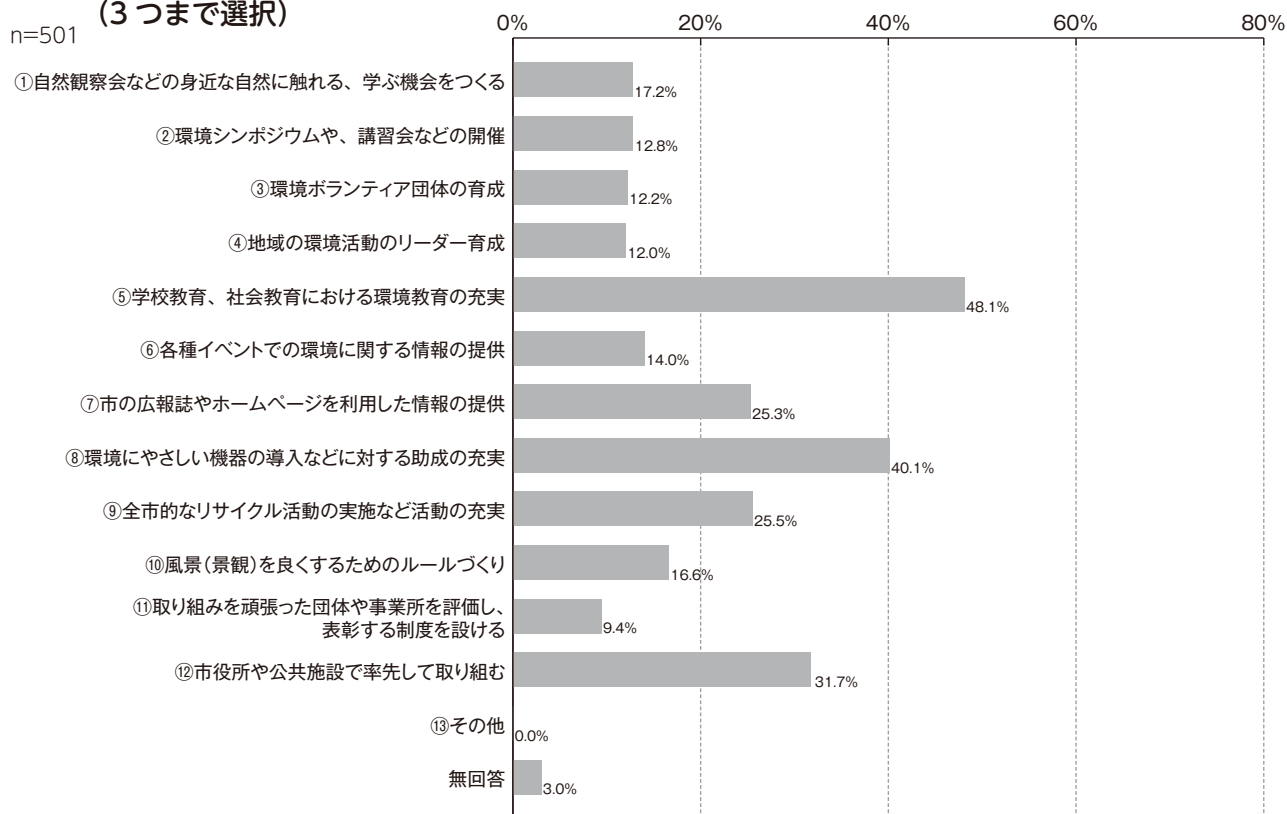
今後、鹿角市で積極的に導入すべきエネルギーは、「⑧ 温泉の廃熱や地中熱を利用した暖房・融雪」（44.5%）が最も多く、「① 太陽エネルギーを利用した太陽光発電」（41.7%）、「⑤ 間伐材や廃材などを燃料とした暖房や発電」（32.3%）が続いています。

前回調査と比べ、「⑨ 農業用水路や河川の流を使った水力発電」は、15.3%から 25.7%に、「⑩ 地下熱を利用した発電」は、14.6%から 21.4%にそれぞれ増えました。

問9 あなたは、より良い環境をつくっていくために、どのようなことが重要だと考えますか？

(3つまで選択)

n=501

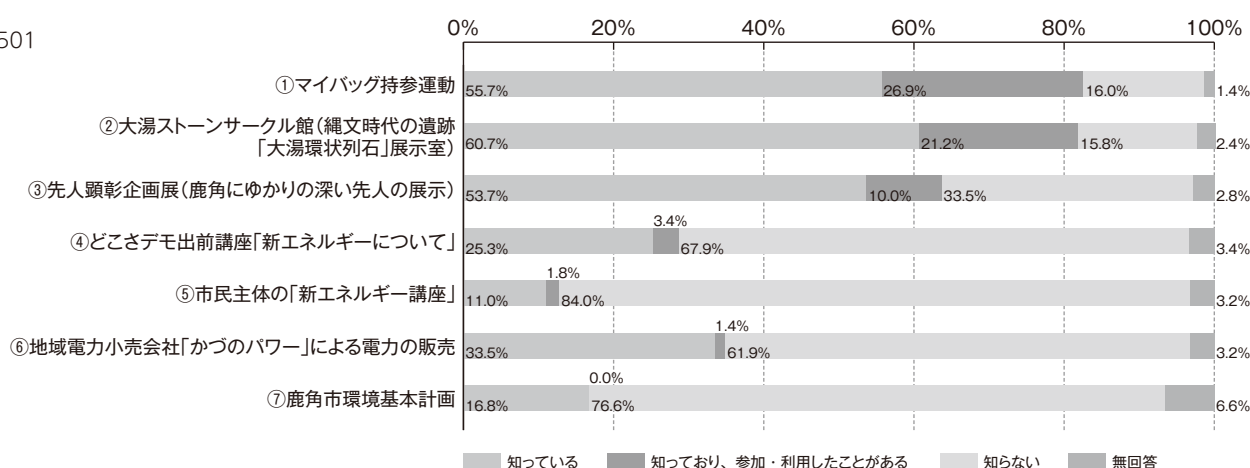


よい環境を作るために重要なことは、「⑤ 学校教育や社会教育における環境教育の充実」(48.1%) が最も多く、「⑧ 環境にやさしい機器の導入などに対する助成の充実」(40.1%) が続いています。

前回調査と比べて、「⑨ 全市的なリサイクル活動の実施など活動の充実」は、大幅に低くなっています。(今回追加された⑫を除く)。

問10 鹿角市が実施する、環境保全のための主な施策として、次のようなものがあります。それぞれ、ご存知でしょうか？ また、参加又は利用したことがありますか？(それぞれ1つだけ選択)

n=501



「知っている」と「知っており、参加・利用したことがある」を合わせた認知度は、「①マイバッグ持参運動」と「②大湯ストーンサークル館」が高く、8割以上を占めています。

これに対して、「④どこさデモ出前講座」「⑤市民主体の「新エネルギー講座」」「⑥地域電力小売り会社による電力の販売」「⑦鹿角市環境基本計画」の認知度は、低くなっています。

2. 事業者アンケート調査結果

調査期間	令和2年10月5日から10月30日まで
調査の対象者と抽出方法	かつの商工会に所属する事業所・企業から500社を抽出
調査方法	郵送による配布・回収（返信は受取人払い）
回収状況	317社（調査対象者の63.4%）

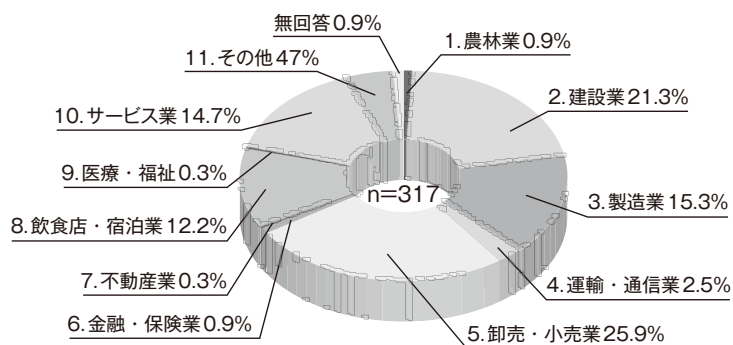
※ n (Number of cases の略) は、質問に対する回答者数であり、回答比率における100%に相当する。

※ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出している。従って、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならないことがある。

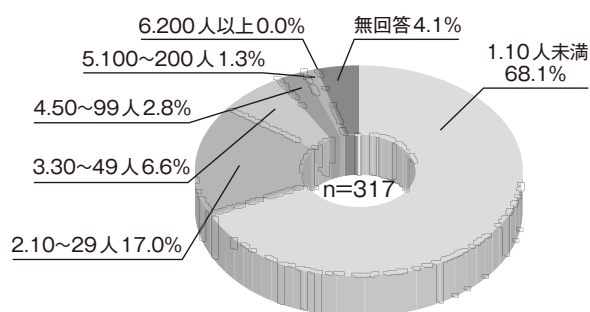
回答事業所の属性

問1 回答事業所の属性

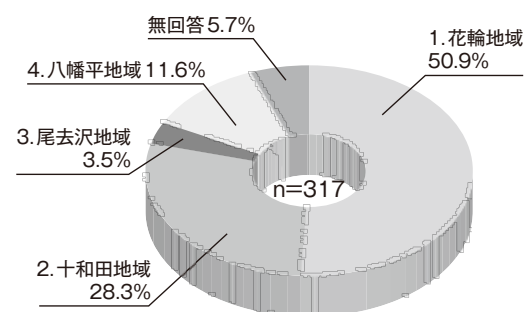
(1) 業種



(2) 従業員数

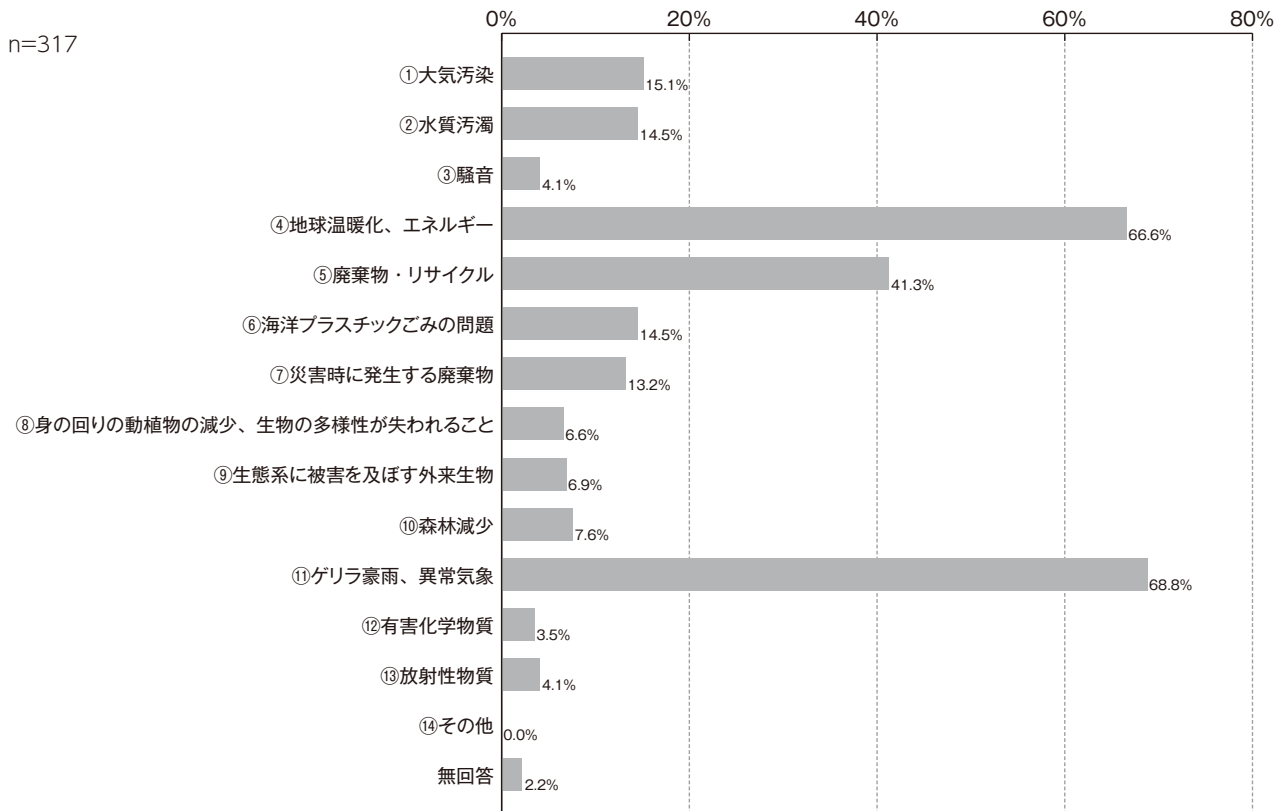


(3) 所在地



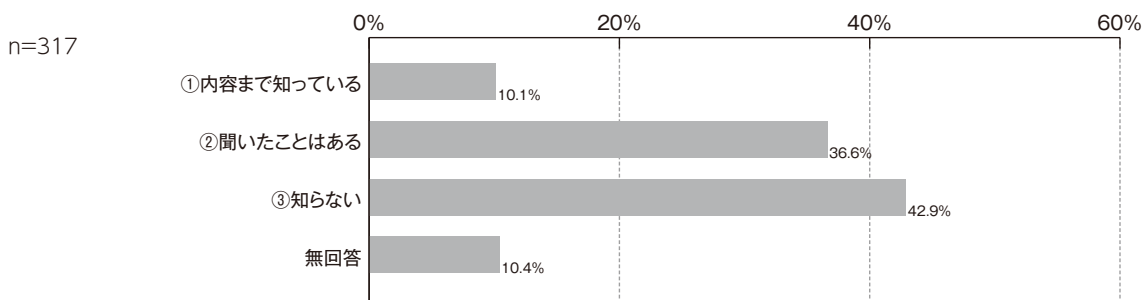
環境に対する認識

問2 特に関心のある（心配している）環境問題は何ですか？（3つ選択）



特に関心のある環境問題は、「ゲリラ豪雨、異常気象」（68.8％）が最も多く、「地球温暖化、エネルギー」（66.6％）、「廃棄物・リサイクル」（41.3％）が続いています。

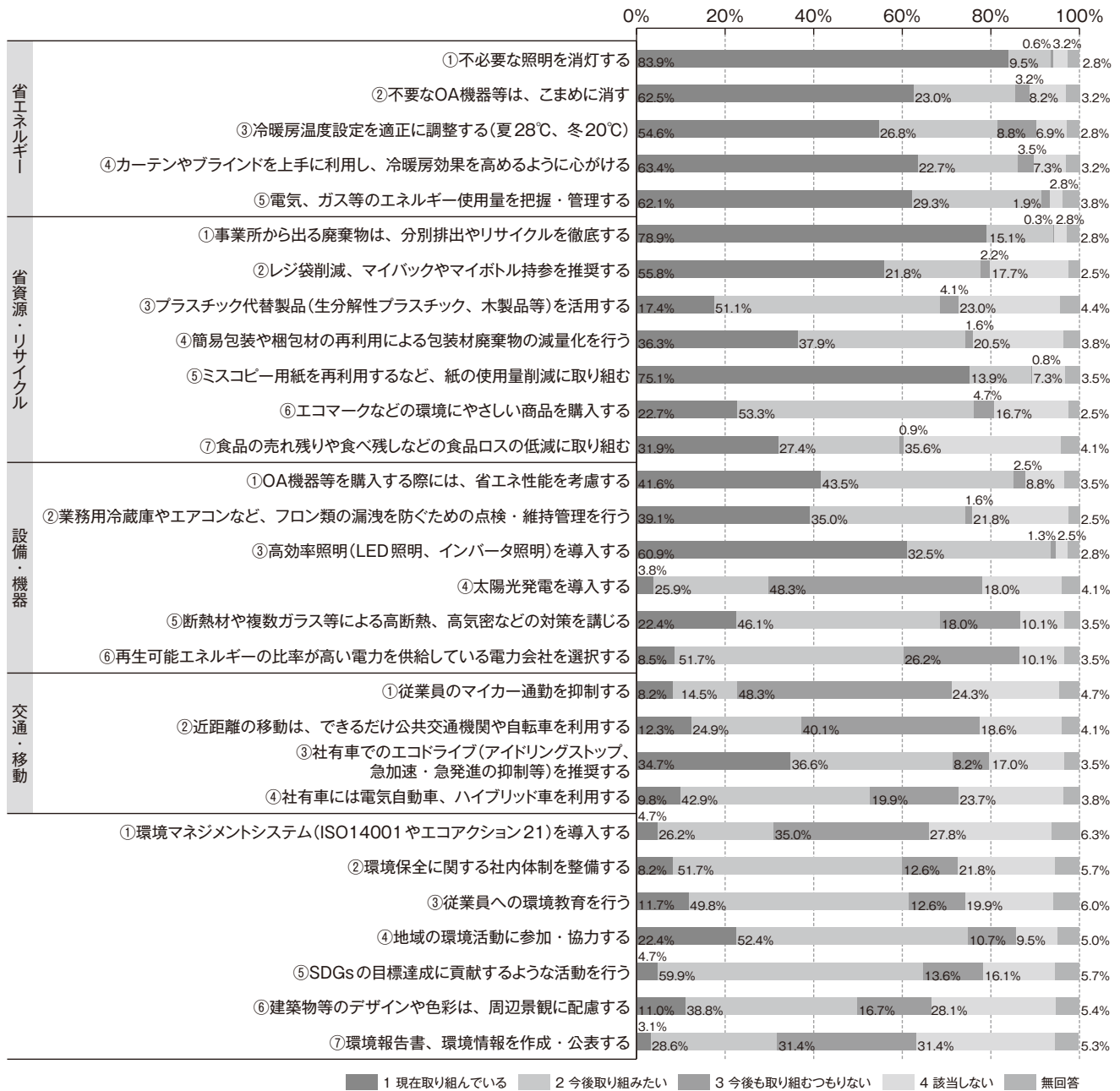
問3 あなたは、SDGs についてご存知ですか？（1つだけ選択）



SDGs について、「内容まで知っている」「聞いたことはある」と回答したのは、合わせて 46.7%です。

環境配慮行動の取組状況について

問 4 貴事業所での環境配慮の取り組み状況について教えてください（それぞれ1つだけ選択）

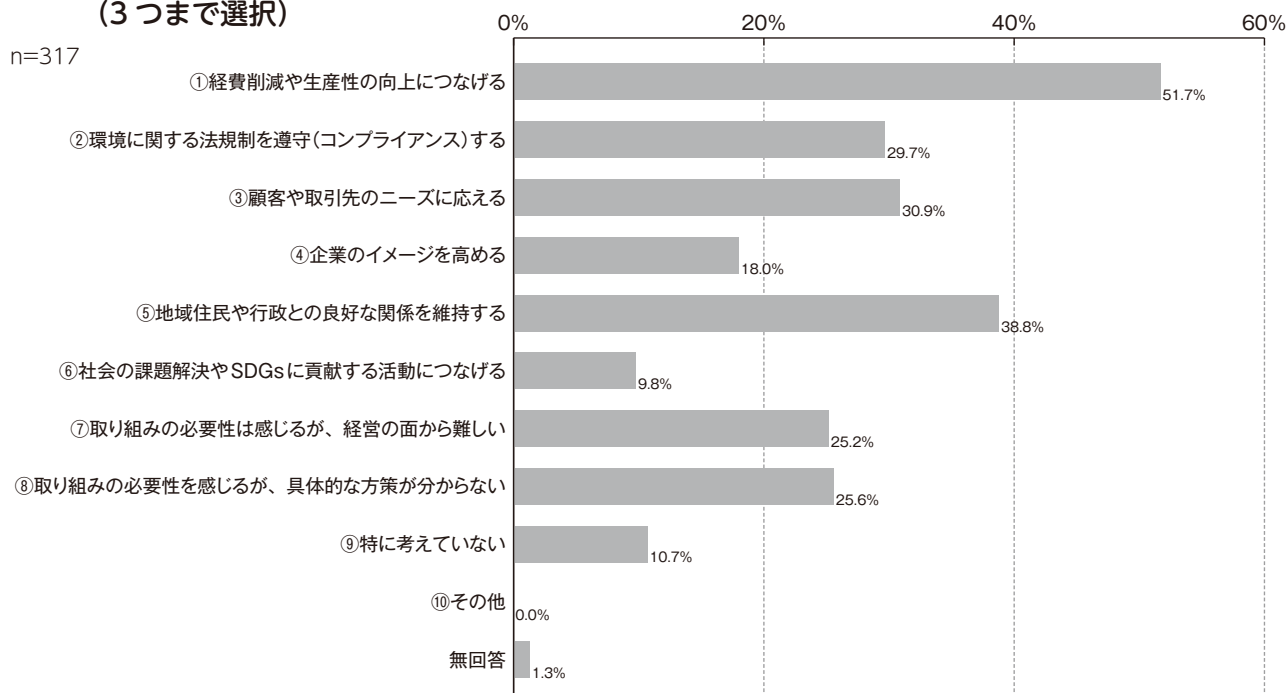


環境配慮に「現在取り組んでいる」のは、「不必要な照明を消灯する」(83.9%)が最も多く、「事業所から出る廃棄物は、分別排出やリサイクルを徹底する」(78.9%)、「ミスコピー用紙を再利用するなど、紙の使用量削減に取り組む」(75.1%)が続いています。節電やリサイクルなど身近なところから取り組んでいることがうかがわれます。

問5 貴事業所として環境保全に取り組む際の考え方について、最も近い考えはどれですか。

(3つまで選択)

n=317

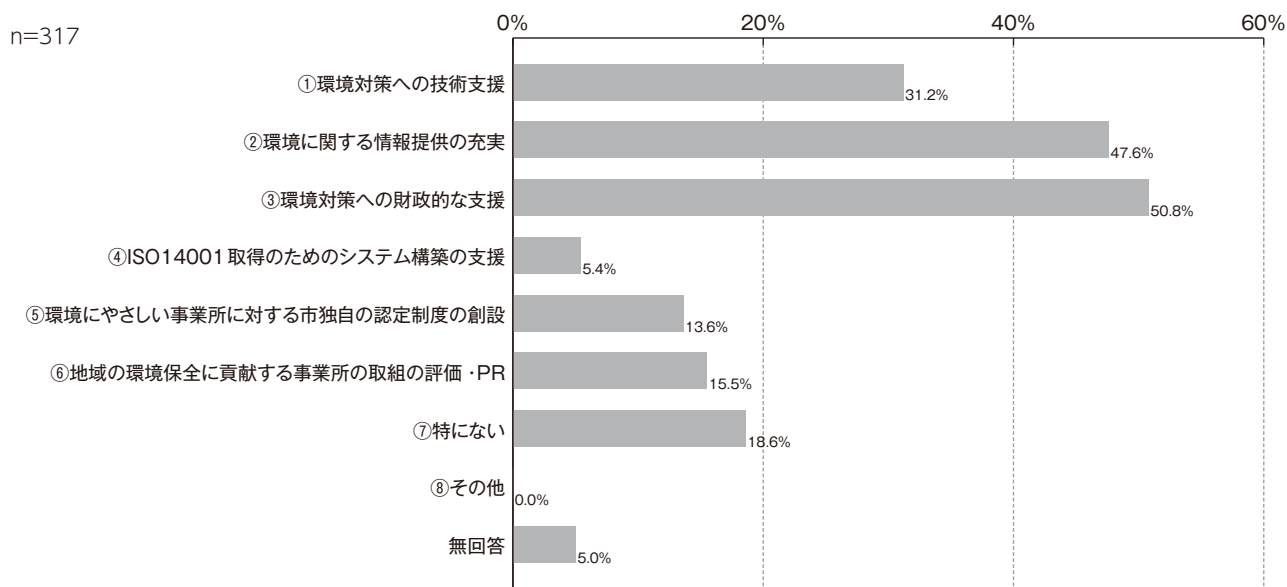


環境保全に取り組む際の考え方は、「① 経費削減や生産性の向上につなげる」(51.7%)が最も多く、「⑤ 地域住民や行政との良好な関係を維持する」(38.8%)、「③ 顧客や取引先のニーズに応える」(30.9%)が続いています。

鹿角市の環境保全に対する考え

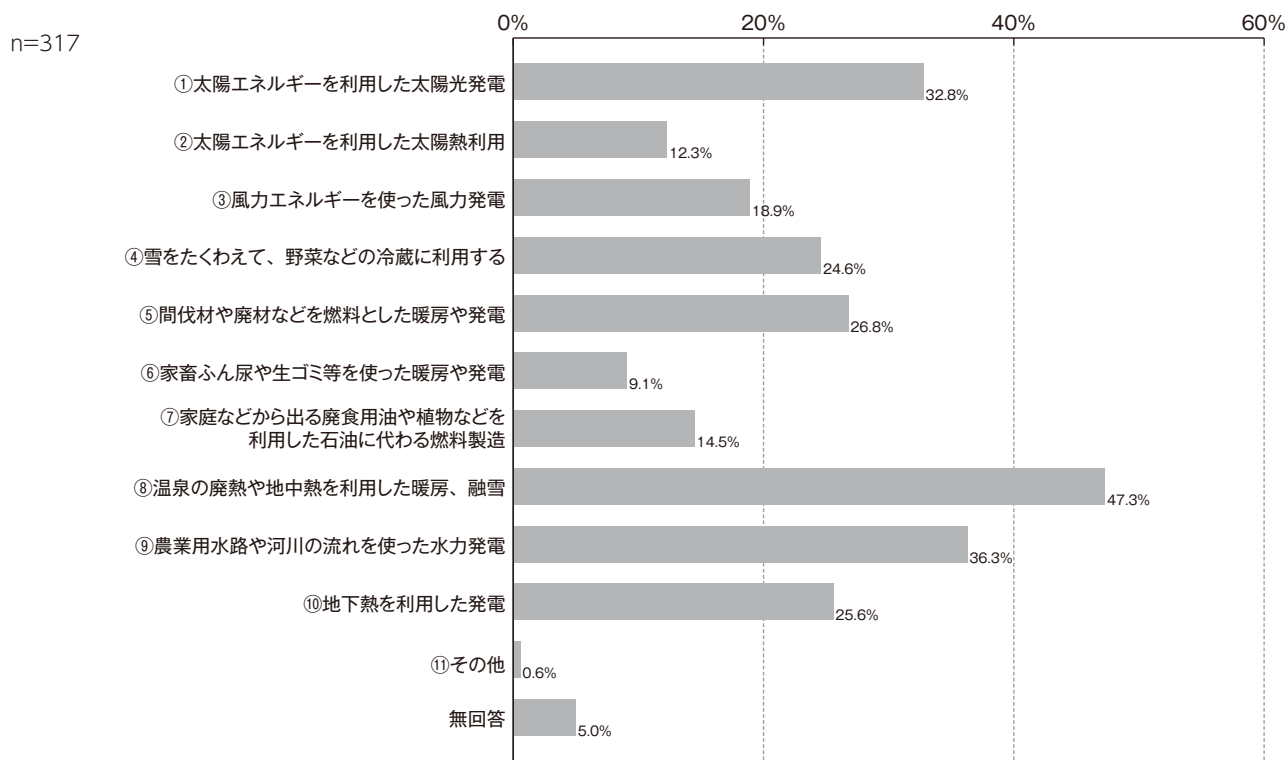
問6 事業所を支援する市の施策として、どのような施策を期待しますか。(すべて選択)

n=317



事業所を支援する市の施策への期待は、「③ 環境対策への財政的な支援」(50.8%)が最も多く、「② 環境に関する情報提供の充実」(47.6%)、「① 環境対策への技術支援」(31.2%)が続いています。
こうした傾向は、前回調査でも同様でした。

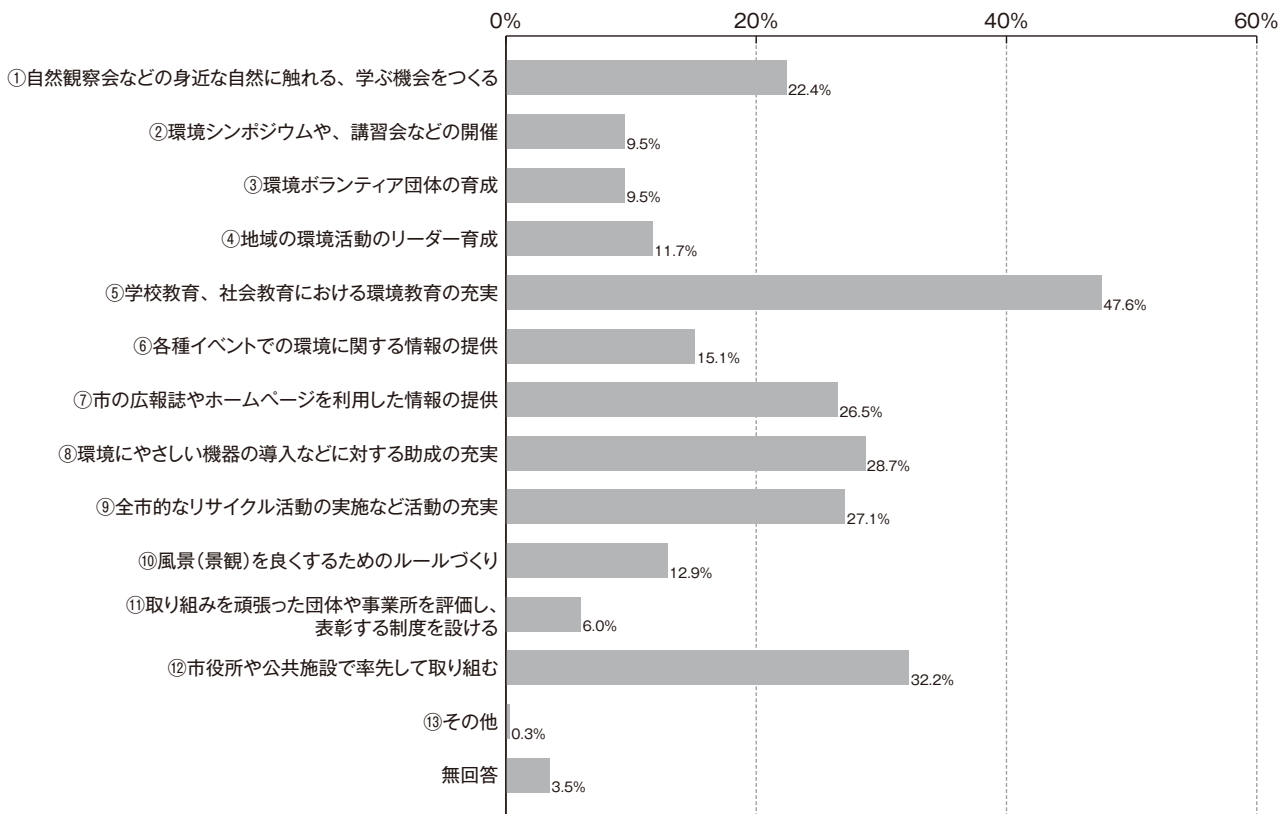
問7 今後、鹿角市で積極的に導入すべきと思われる新エネルギーはどれですか？（3つまで選択）



鹿角市で積極的に導入すべき新エネルギーは、「⑧ 温泉の廃熱や地中熱を利用した暖房、融雪」（47.3%）が最も多く、「⑨ 農業用水路や河川の流を使った水力発電」（36.3%）、「① 太陽エネルギーを利用した太陽光発電」（32.8%）が続いています。

前回調査と比べると、「⑨ 農業用水路や河川の流を使った水力発電」が 15.5%から 36.3%に、「⑩ 地下熱を利用した発電」が 15.5%から 25.6%に、「⑧ 温泉の廃熱や地中熱を利用した暖房、融雪」が 40.2%から 47.3%に、それぞれ顕著に増えています。

問 8 より良い環境をつくっていくためにどのようなことが重要だと考えますか？（3 つまで選択）

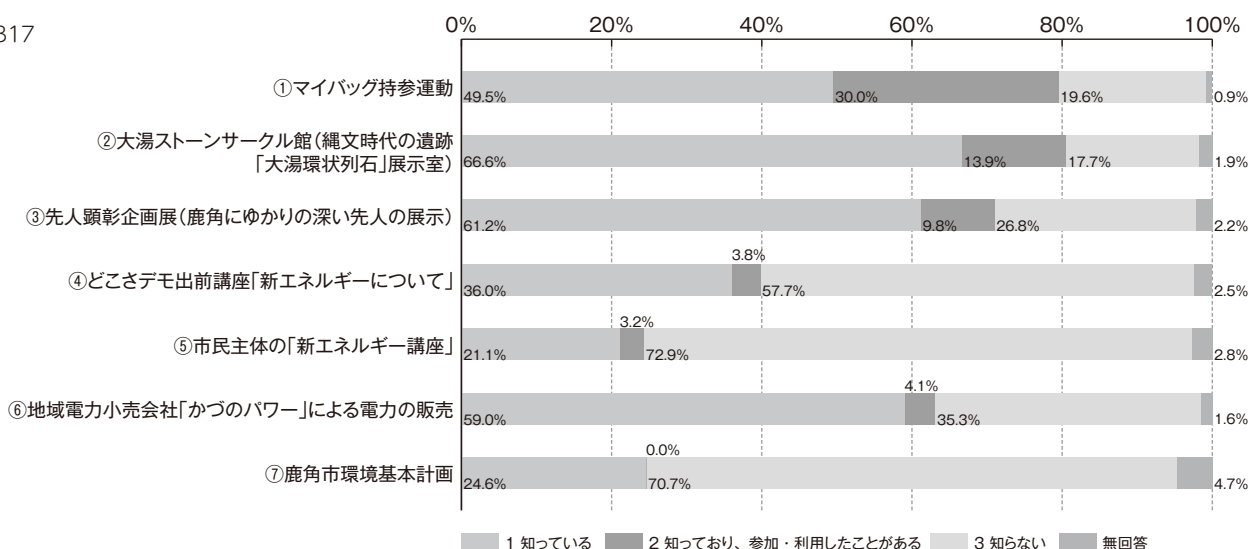


より良い環境をつくっていくために、「⑤ 学校教育、社会教育における環境教育の充実」（47.6％）が最も多く、「⑫ 市役所や公共施設で率先して取り組む」（32.2％）が続いています。

前回調査と比べ、「⑦ 市の広報誌やホームページを利用した情報の提供」は、15.5％から 26.5％に、「⑥ 各種イベントでの環境に関する情報の提供」は、12.1％から 15.1％に、それぞれ増えました。

問 9 鹿角市が実施する、環境保全のための主な施策として、次のようなものがあります。それぞれ、ご存じでしょうか？また、参加又は利用したことがありますか？（それぞれ 1 つだけ選択）

n=317



環境保全の施策について、「知っている」と「参加・利用したことがある」を合わせた認知度は、「大湯ストーンサークル」（80.5％）が最も高く、「マイバッグ持参運動」（79.5％）、「先人顕彰企画展」（71.0％）が続いています。

4. 小学生アンケート調査結果

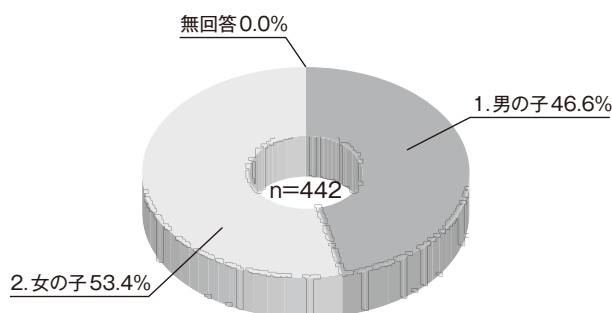
調査期間	令和2年10月5日から10月23日まで
調査の対象者と抽出方法	市内小学校に在籍する小学5,6年生 451人
調査方法	小学校を通じた配布・回収
回収状況	442人（調査対象者の98.0%）

※ n (Number of cases の略) は、質問に対する回答者数であり、回答比率における 100% に相当する。
 ※ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第 2 位を四捨五入して算出している。従って、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても 100.0% にならないことがある。

回答者の属性

問1 回答者の属性

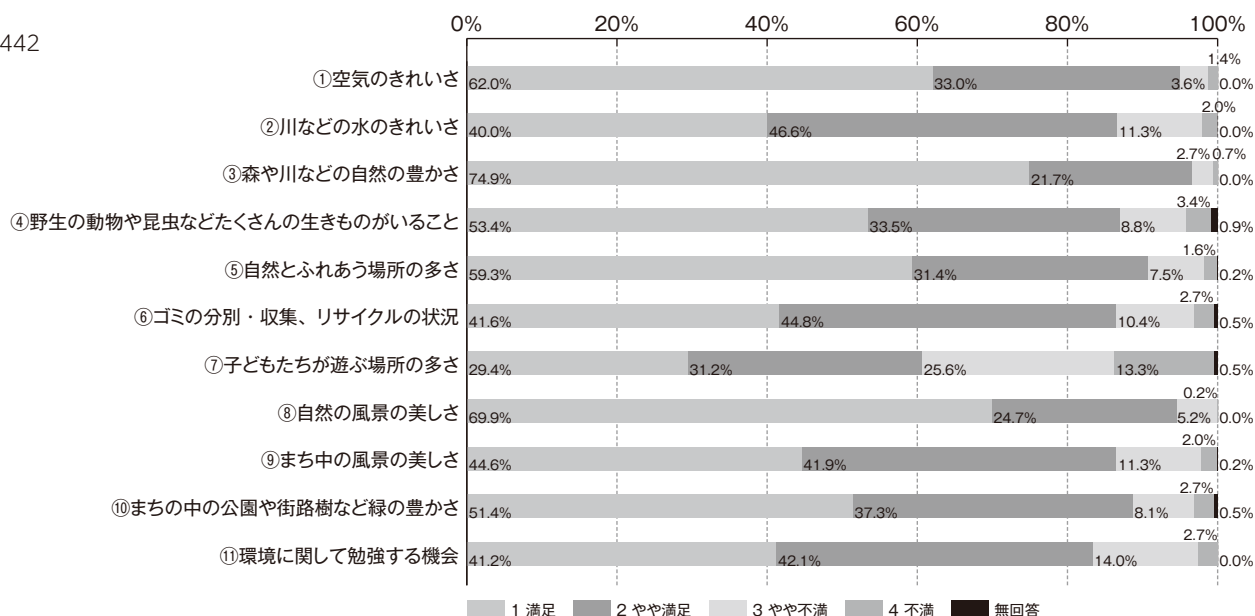
(1) 性別



環境に対する認識など

問2 あなたは、次のような自分のまわりの環境について満足していますか？（1 つずつ選択）

n=442

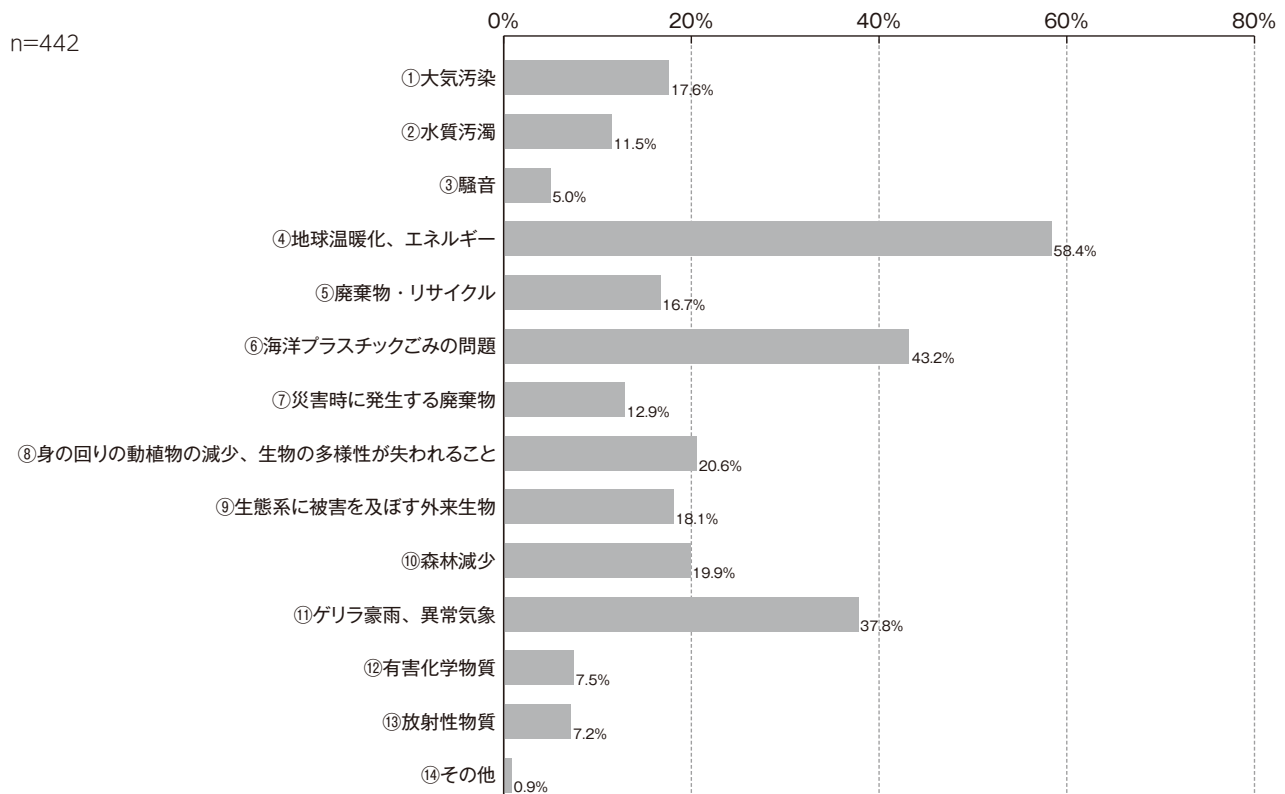


「満足」と「やや満足」を合わせた回答は、「⑦子どもたちが遊ぶ場所の多さ」（60.6%）以外の項目は、いずれも 80% を上回っています。

「満足」の回答は、「③森や川などの自然の豊かさ」（74.9%）が最も多く、「⑧自然の風景の美しさ」（69.9%）、「①空気のきれいさ」（62.0%）が続いています。

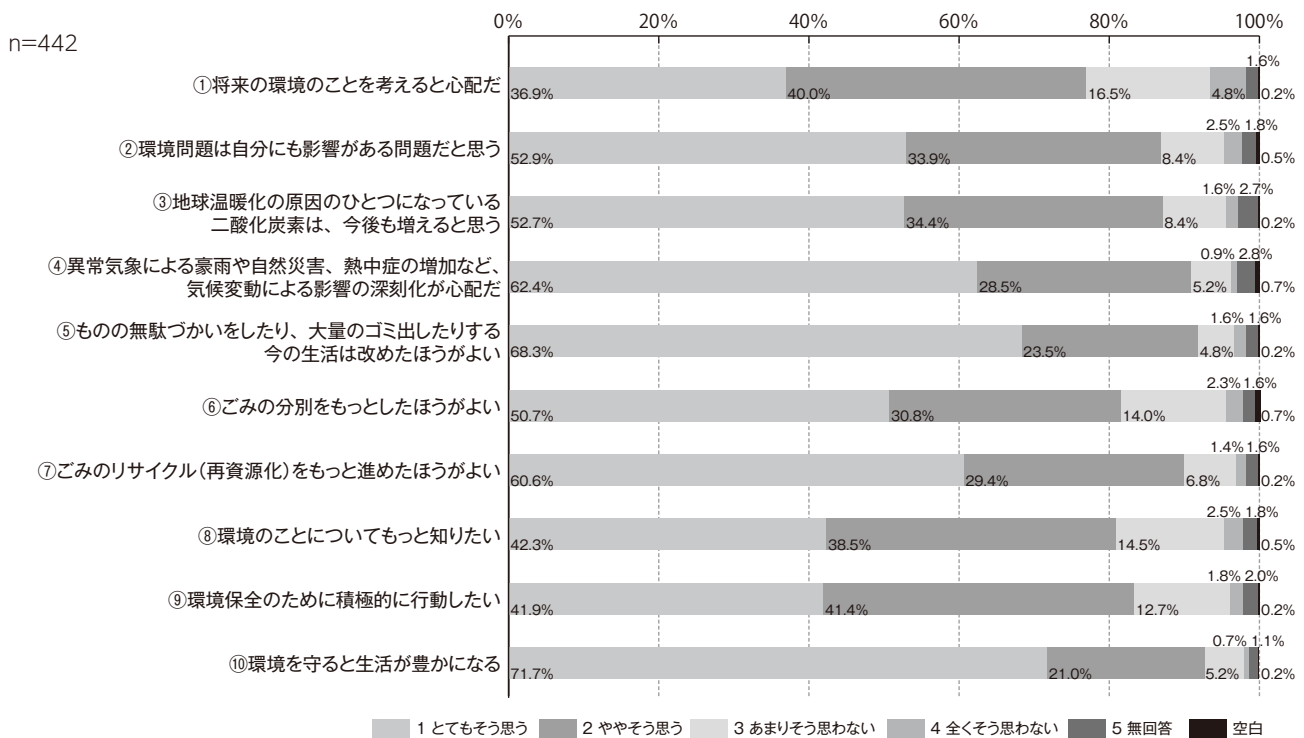
前回調査と比べると、全ての項目で「満足」と回答した人が増えました。

問3 関心のある（心配している）環境問題は何ですか？（3つまで選択）



関心のある環境問題は、「地球温暖化、エネルギー」（58.4％）が最も多く、「海洋プラスチックごみの問題」（43.2％）、「ゲリラ豪雨、異常気象」（37.8％）が続いています。

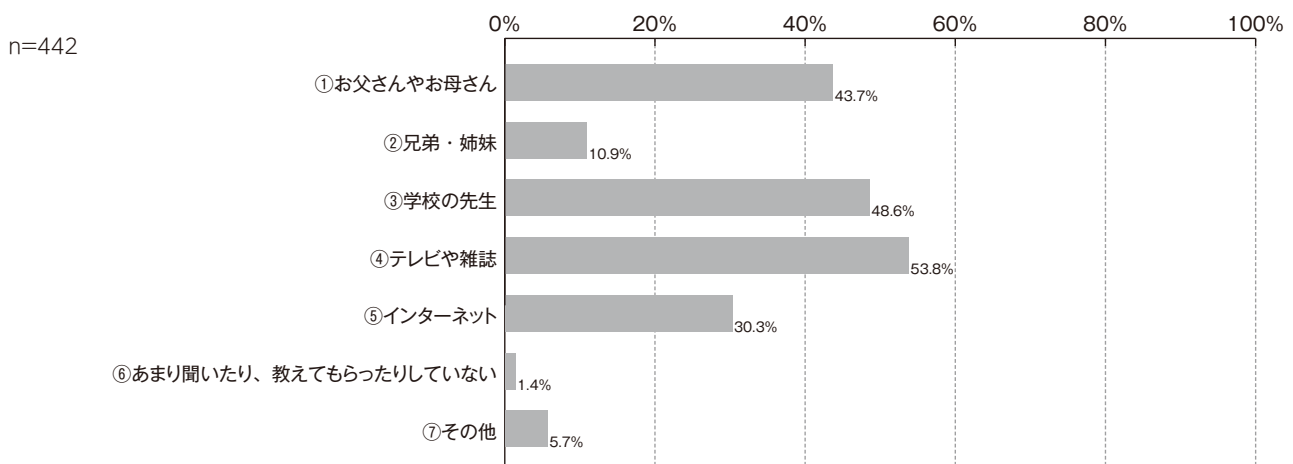
問4 あなたは、次のことについて、どう思いますか？（1 つずつ選択）



「とてもそう思う」と回答した人は、「⑩環境を守ると生活が豊かになる」（71.7%）が最も多く、「⑤ものの無駄づかいをしたり、大量のゴミを出したりする今の生活は改めたほうがよい」（68.3%）、「④異常気象による豪雨や自然災害、熱中症の増加など、気候変動による影響の深刻化が心配だ」（62.4%）が続いています。

前回調査と比べると（今回追加された④を除く）、回答が増えたのは、「⑧環境のことについてもっと知りたい」「⑨環境保全のために積極的に行動したい」の2項目でした。

問5 あなたは、環境に関する問題などの話を聞いたり、教えてもらったりするのは誰からですか？（すべて選択）



環境に関する情報の入手先は、「テレビや雑誌」（53.8%）が最も多く、「学校の先生」（48.6%）、「お父さんやお母さん」（43.7%）が続いています。

前回調査と比べると、「テレビや雑誌」（前回 83.7%）が大幅に減りました。

2. 環境の現状

① 自然環境

(1) 気候（鹿角観測値）

本市は、年間を通じて昼夜間の気温の較差が大きく、典型的な内陸（盆地）型気候に属しています。

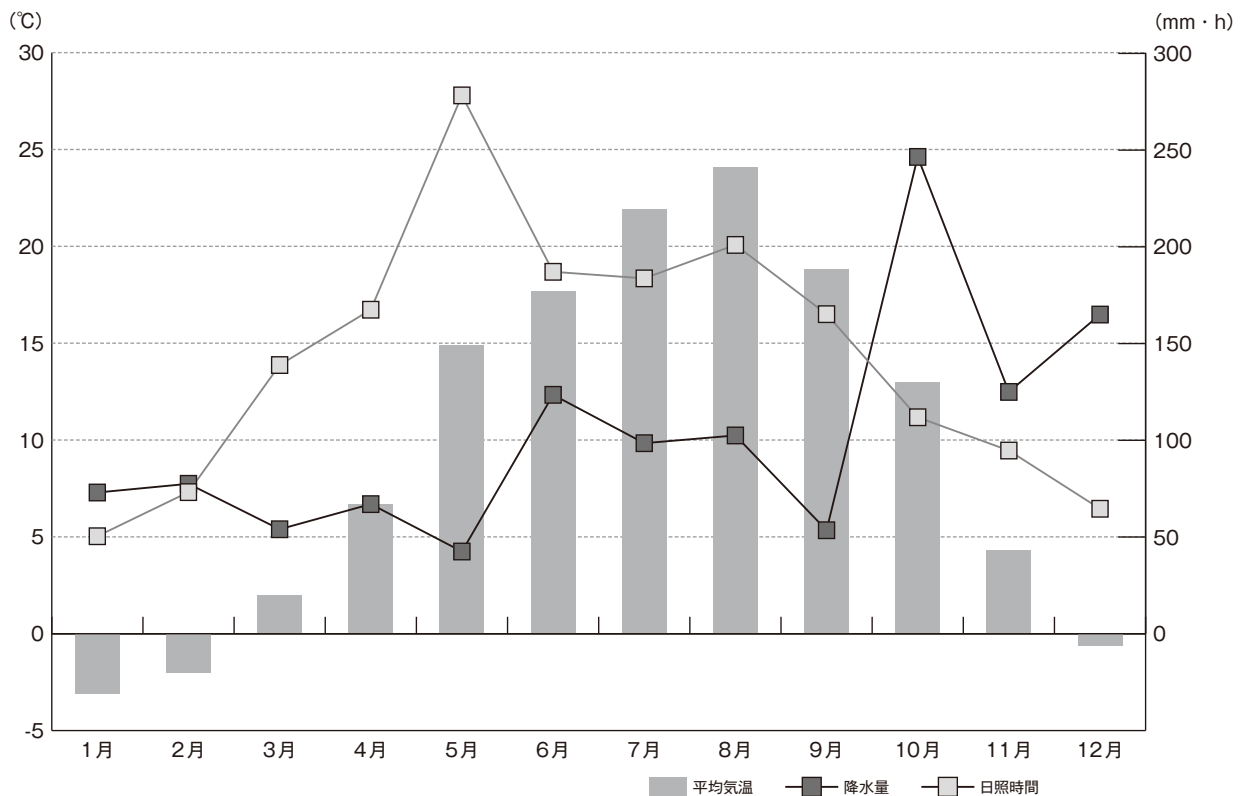
・気象一覧

月別	降水量 (mm)					気温 (℃)					風速 (m/s)			積雪 (cm)		日照時間 (h)
	合計	日最大	起日 (日)	最大一時間	起日 (日)	日平均	最高	起日 (日)	最低	起日 (日)	平均	最大	起日 (日)	最深	起日 (日)	
1月	73.0	10.5	28	5.0	31	-3.1	6.8	15	-14.6	14	1.9	9.4	15	59	29	50.4
2月	77.5	27.5	7	4.0	4	-2.0	9.3	4	-14.9	10	2.0	10.0	4	62	9	73.2
3月	54.0	12.5	11	4.0	13	2.0	16.7	20	-7.3	3	2.2	9.5	24	31	1	138.9
4月	67.0	17.5	15	4.5	15	6.7	23.1	24	-4.4	3	2.1	9.2	16	5	1	167.5
5月	42.5	11.0	21	6.5	7	14.9	31.8	27	0.8	4	2.1	10.0	8	0	31	278.3
6月	123.5	49.0	27	13.5	27	17.7	28.6	14	6.9	9	1.8	8.4	17	0	30	187.1
7月	98.5	19.5	23	17.5	5	21.9	31.0	27	12.6	9	1.6	6.5	2	0	31	183.7
8月	102.5	25.0	20	9.5	22	24.1	35.3	15	13.3	27	1.6	6.5	24	0	31	201.0
9月	53.5	22.0	23	12.0	11	18.8	32.9	8	6.0	27	1.3	7.5	19	0	30	165.2
10月	246.5	76.0	12	11.5	12	13.0	27.3	2	0.7	18	1.4	7.3	30	0	31	111.9
11月	125.0	27.0	18	7.5	18	4.3	18.3	24	-6.4	27	1.7	10.3	20	1	29	94.7
12月	165.0	32.5	14	5.5	14	-0.6	11.2	2	-11.4	29	1.5	8.5	12	32	4	64.6

資料：秋田地方気象台

アメダスによる（市役所敷地内 北緯 40 度 12.9 分 東経 140 度 47.2 分 標高 123m）

注）「」は準正常値。統計値を求める対象となる資料が許容する範囲内で欠けている数値「」は資料不足値。統計値を求める対象となる資料が許容範囲を超えて欠けている数値（気象庁のデータに付加する記号の意味より引用）



年	降水量 (mm)					積雪 (cm)		日照時間 (h)
	合計	日最大	起日 (月/日)	一時間最大	起日 (月/日)	最深	起日 (月/日)	
平成 22 年	1,866.5	100.5	7/30	53.5	7/24	77	2/6	1,350.5
23 年	1,759.5	123.5	8/17	40.5	8/17	102	2/1	1,399.6
24 年	1,257.0	134.5	7/16	35.5	7/16	72	2/21	1,564.1
25 年	1,998.0	293.0	8/9	108.5	8/9	100	2/24	1,342.5
26 年	1,595.5	91.0	7/10	51.5	8/1	80	12/23	1,556.3
27 年	1,260.0	96.0	7/25	32.5	7/25	130	2/10	1,554.9
28 年	1,457.5	107.0	8/17	31.5	8/17	45	3/3	1,583.1
29 年	1,637.5	151.5	7/16	52.5	7/22	60	3/9	1,444.4
30 年	1,778.0	134.0	8/15	36.0	8/15	86	2/24	1,440.3
令和 元 年	1,228.5	76.0	10/12	17.5	7/5	62]	2/9	1,716.5

年	気温 (℃)					風速 (m/s)		
	日平均	最高	起日 (月/日)	最低	起日 (月/日)	平均	最大	起日 (月/日)
平成 22 年	9.9	34.0	9/2	-14.8	2/18	1.8	11.7	4/13
23 年	9.2	33.2	9/3	-16.5	1/16	1.8	10.4	5/2
24 年	9.3	33.8	8/28	-18.0	1/28	1.7	16.8	4/4
25 年	9.2	33.1	6/13	-15.5	1/27	1.7	12.0	4/14
26 年	9.2	33.5	6/3	-15.9	1/18	1.7	10.8]	12/17
27 年	10.0	34.1	7/13	-14.4	1/25	1.8	11.4	3/11
28 年	9.7	35.7	8/7	-12.9	2/12	1.8	16.1	4/17
29 年	9.0	33.2	7/11	-14.6	2/28	1.6	12.0	9/18
30 年	9.5	35.4	8/23	-19.7	2/2	1.7	11.5	3/1
令和 元 年	9.8	35.3	8/15	-14.9	2/10	1.8	10.3	11/20

資料：秋田地方気象台

アメダスによる（市役所敷地内 北緯 40 度 12.9 分 東経 140 度 47.2 分 標高 123m）

注）「J」は資料不足値。統計値を求める対象となる資料が許容範囲を超えて欠けている数値（気象庁のデータに付加する記号の意味より引用）

順 位	気温 (℃)			
	最高	年月日	最低	年月日
1 位	37.0	平成 12 年 7 月 31 日	-22.4	昭和 52 年 1 月 27 日
2 位	36.9	平成 11 年 8 月 9 日	-19.7	平成 30 年 2 月 2 日
3 位	36.6	平成 11 年 8 月 10 日	-19.6	平成 12 年 1 月 27 日
4 位	36.1	平成 19 年 8 月 14 日	-19.6	平成 11 年 2 月 4 日
5 位	36.1	昭和 53 年 8 月 3 日	-19.2	昭和 56 年 1 月 14 日
6 位	35.7	平成 28 年 8 月 7 日	-19.1	昭和 60 年 1 月 5 日
7 位	35.7	平成 16 年 7 月 30 日	-19.0	昭和 53 年 2 月 16 日
8 位	35.6	平成 11 年 8 月 4 日	-18.2	昭和 59 年 1 月 28 日
9 位	35.5	平成 6 年 8 月 10 日	-18.2	昭和 52 年 1 月 29 日
10 位	35.5	昭和 53 年 8 月 1 日	-18.1	平成 18 年 1 月 10 日

順 位	日照時間 (h)			
	月間 (多)	年 月	月間 (少)	年 月
1 位	278.3	令和 元年 5 月	20.7	平成 25 年 12 月
2 位	251.5	平成 27 年 5 月	33.1	平成 22 年 1 月
3 位	236.9	平成 12 年 8 月	35.3	平成 15 年 12 月
4 位	234.5	平成 26 年 4 月	36.8	昭和 63 年 1 月
5 位	229.5	平成 13 年 4 月	39.0	平成 2 年 12 月
6 位	227.8	平成 28 年 5 月	39.4	平成 23 年 12 月
7 位	226.8	平成 25 年 6 月	40.3	平成 10 年 12 月
8 位	221.6	平成 24 年 6 月	40.6	平成 22 年 12 月
9 位	217.9	平成 24 年 8 月	41.4	平成 15 年 1 月
10 位	212.2	平成 29 年 5 月	41.7	平成 29 年 12 月

順 位	降水量 (mm)			
	一日	年月日	一時間	年月日
1 位	293.0	平成 25 年 8 月 9 日	108.5	平成 25 年 8 月 9 日
2 位	151.5	平成 29 年 7 月 16 日	53.5	平成 22 年 7 月 24 日
3 位	137	平成 19 年 9 月 17 日	52.5	平成 29 年 7 月 22 日
4 位	134.5	平成 24 年 7 月 16 日	51.5	平成 26 年 8 月 1 日
5 位	134.0	平成 30 年 8 月 15 日	48	平成 18 年 8 月 21 日
6 位	123.5	平成 23 年 8 月 17 日	41	平成 22 年 7 月 30 日
7 位	119	平成 25 年 9 月 16 日	40.5	平成 23 年 8 月 17 日
8 位	117	平成 18 年 10 月 7 日	38.5	平成 22 年 8 月 15 日
9 位	110	平成 5 年 7 月 28 日	36.0	平成 30 年 8 月 15 日
10 位	107.0	平成 28 年 8 月 17 日	35.5	平成 24 年 7 月 16 日

順 位	降水量 (mm)			
	月間 (多)	年 月	月間 (少)	年 月
1 位	478	平成 25 年 8 月	8	平成 12 年 8 月
2 位	397.5	平成 22 年 7 月	21.5	平成 20 年 4 月
3 位	375	平成 23 年 9 月	22.0	平成 26 年 4 月
4 位	374	平成 25 年 7 月	27	平成 20 年 1 月
5 位	365	平成 29 年 7 月	27	平成 6 年 4 月
6 位	361	平成 21 年 7 月	28	平成 15 年 5 月
7 位	328	平成 16 年 9 月	28	平成 5 年 3 月
8 位	327	平成 30 年 8 月	28	昭和 52 年 10 月
9 位	313	平成 23 年 8 月	29	平成 2 年 5 月
10 位	311	昭和 62 年 8 月	29	昭和 55 年 2 月

順 位	最大風速 (m/s)	年月日		最深積雪 (cm)	年月日	
1 位	19	平成 3 年	9 月 28 日	130	平成 27 年	2 月 10 日
2 位	16.8	平成 24 年	4 月 4 日	102	平成 23 年	2 月 1 日
3 位	16.1	平成 28 年	4 月 17 日	101	平成 17 年	3 月 2 日
4 位	15	昭和 54 年	3 月 31 日	100	平成 25 年	2 月 24 日
5 位	13	昭和 58 年	4 月 27 日	100	平成 23 年	1 月 31 日
6 位	13	昭和 53 年	4 月 8 日	97	平成 17 年	2 月 22 日
7 位	12.5	平成 20 年	5 月 20 日	90	平成 18 年	2 月 12 日
8 位	12.4	平成 21 年	5 月 18 日	89	昭和 58 年	2 月 20 日
9 位	12.2	平成 20 年	5 月 7 日	86	平成 30 年	2 月 24 日
10 位	12.1	平成 21 年	2 月 21 日	85	平成 18 年	1 月 14 日
				85	平成 17 年	12 月 26 日

資料：秋田地方気象台

アメダスによる（市役所敷地内 北緯 40 度 12.9 分 東経 140 度 47.2 分 標高 123m）

注）気温・風速については、昭和 51 年 11 月以降の統計による。

降水量については、昭和 51 年 5 月以降の統計による。

日照時間については、昭和 62 年 8 月以降の統計による。

最深積雪については、昭和 54 年 11 月以降の統計による。

注） ― 部分は、誤りがあったため修正した。

(2) 鹿角を囲む山、森林

本市は約 8 割の面積を山林が占めており、山、森林が豊富な自然環境にあります。

十和田八幡平国立公園は、針葉樹林群落、豊富な高山植物、湿生植物まで見られ、原生林の壮大な自然、緑と溪流が織り成す美しい景観に満ち、貴重な植物資源に恵まれた自然環境を形成しています。

・山岳

山岳名	標高 (m)	山岳名	標高 (m)
八幡平	1,613	三ツ又森	1,118
焼 山	1,366	五の宮岳	1,115
柵 森	1,349	一方高	1,104
三方高	1,221	中 岳	1,044
菰 森	1,144	四角岳	1,003
皮投岳	1,122		

・森林面積

平成 31 年 3 月 31 日現在 単位：面積 ha、蓄積 m³

区 分		人 工 林		天 然 林		計		無 立 木 地 面 積	面 積 合 計
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積		
国有林		16,456	2,876,783	17,894	2,370,777	34,350	5,247,560	2,030	36,380
民有林	公有林	1,030	346,665	396	55,544	1,426	402,209	103	1,529
	私有林	11,904	3,787,904	7,157	1,010,694	19,061	4,798,598	224	19,285
	小 計	12,934	4,134,569	7,553	1,066,238	20,487	5,200,807	327	20,814
合 計		29,390	7,011,352	25,447	3,437,015	54,837	10,448,367	2,357	57,194

資料：農林課

(米代川国有林の地域別の森林計画書（東北森林管理局）、米代川地域森林計画書 - 森林簿（秋田県）)

(3) 鹿角を流れる河川

本市には、奥羽山脈の山々から流れ出る河川や水路などが、網目状に注ぎ込んでいます。その本流の米代川は、秋田県下では最も長い川であり、本市はその最上流域に位置しています。湯瀬渓谷や夜明島渓谷などにおいては、勇壮な水流をみることができます。

また、大湯の国道 103 号線沿いの滝は、滝めぐりとして、近年注目が高まっています。豊かな流量をたたえ、四季折々の美しい景色に彩られ、市民はもとより、観光資源として多くの観光客を魅了しています。

・河川

河川名	流路延長 (km)	河川名	流路延長 (km)
米代川	137 (うち市内 29.3)	汁毛川	9
		間瀬川	8
大湯川	47	根市川	8
熊沢川	23	夜明島川	7
小坂川	27	瀬の沢川	6
福土川	11	檜内川	5

(4) 公園

鹿角市総合運動公園、黒森山公園、桜山公園、錦木塚公園をはじめ、多数の公園、緑地が整備されており、市民の憩い、運動、遊びの場として利用されています。

令和元年 5 月 30 日現在 単位：ha

区 分	総数	街区公園	特殊公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地公園	広場公園
公園数	62	24	1	1	2	1	24	9
面 積	74.6	5.0	0.4	3.9	36.0	23.5	1.6	4.2

資料：都市整備課

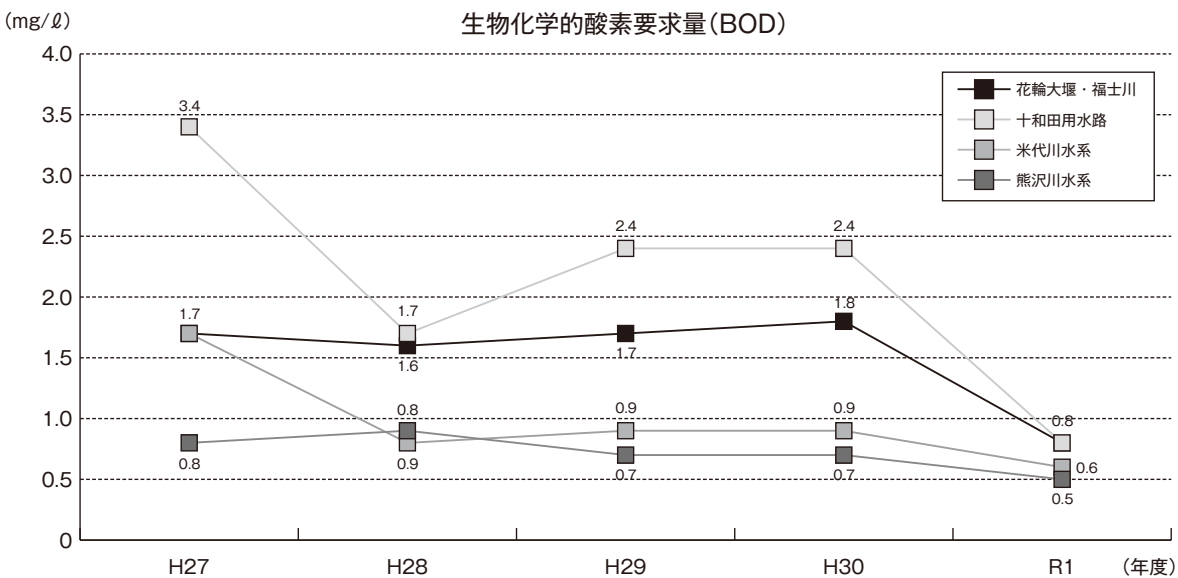
② 生活環境

(1) 大気

きれいな空気が保たれていることは、健康的な生活に欠くことができない要素です。本市は森林に恵まれた環境にあり、商・工業地域の排煙、交通量の観点からも、比較的良好な大気環境にあるといえます。しかしながら、基幹産業である農業の慣習により、野焼き・稲わら焼き禁止への理解度が十分ではない状況にあります。スモッグによる交通事故、健康被害の防止の観点からも、稲わらなどの適正処理を図る必要があります。

(2) 水質

本市の河川の水質は、水質調査結果から、概ね良好な状況にあります。しかしながら、生活排水の河川への流出を一因として、大腸菌群数が基準値を上回る傾向があり、下水道普及率のいっそうの向上を図っていく必要があります。また、水道水の安全を図るため、引き続き、水源水質を恒久的・安定的に保全し、水源水質を確保していく必要があります。



(3) 騒音・振動

本市では観測場所を2地点定め、毎年騒音調査を実施しています。昼間、夜間とも環境基準（環境基本法第16条第1項に基づく騒音に係る環境基準の告示）を満たしており、本市の騒音環境は概ね良好な状況であるといえます。

振動についての本市への苦情はほとんど寄せられていないことから、概ね良好な環境が保たれているといえます。

騒音調査

調査期日：令和元年10月10日、11日

調査方法：昼間、夜間の時間帯のうち、それぞれ1時間を計測した平均値

調査結果：基準値（地域の類型A）内

測定場所	対象区分	地域の類型	時間区分			
			昼間 (6:00～22:00)		夜間 (22:00～6:00)	
			測定値	基準値	測定値	基準値
久保田団地自治会公園	環境騒音	A	39	55	38	45
十和田市民センター前広場			48		42	

(4) 臭気

臭いは、感覚・心理的な公害の一つであり、汚水の不適切な処理、工場の排気、農林畜産業の糞尿などが主な原因としてあげられます。

本市においては、稲わら焼き等の煙の臭いや、養豚等による悪臭の苦情が寄せられています。

稲わら焼き禁止への理解度の向上、肥料置場、畜産施設等の臭気対策が課題となっています。

(5) 土壌

土壌の汚染は、鉱山や工場などから排出された有害物質の土壌への蓄積や、不法投棄された有害物質の土壌への浸透などが原因としてあげられます。現在、本市においては土壌汚染の事例はありませんが、土壌（山林、農用地、農作物等）の汚染により、市民の健康を損なうことがないよう、事業所等の汚染物質の適正処理の徹底、有害物質の不法投棄の早期対応が必要とされています。

(6) 地下水

地下水汚染とは、地下水中に重金属・有機溶剤・農薬・油などの各種の物質や細菌などが、自然環境や人の健康・生活へ影響を与える程度に含まれている状態をいいます。現在のところ本市には、地下水汚染の報告はありませんが、目にふれにくい地下で進行し、一度汚染が発生すると状況の把握や汚染の除去が困難な公害であることから、市民、事業所、市がそれぞれの責任を自覚し、未然防止対策に努める必要があります。

(7) 化学物質等

産業活動や日常生活では、多種多様な化学物質が利用され、利便性をもたらしています。

しかし、化学物質には、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあり、ダイオキシンや環境ホルモンなどによる影響が懸念されています。

本市でも有害化学物質に関する各種情報の収集や、農薬や化学肥料の低減、工場等から出される化学物質の管理、ダイオキシン類の濃度調査に努めています。今後も、化学物質などの発生抑制や情報の収集・提供に努めていく必要があります。

③地球環境

(1) 地球温暖化

地球温暖化は、大気中に二酸化炭素やメタン、フロンガスなどのいわゆる「温室効果ガス」が増加することによって起きると考えられています。

地球温暖化がこのまま進むと、海水の膨張や氷河の溶解などによって海面水位が上昇し、自然や人間社会のシステムに悪影響を及ぼすと考えられています。

国では、温室効果ガスを相当程度多く排出する特定排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務づけています。

本市においても国、県の動向を注視しながら、地球温暖化対策を推進する必要があります。

(2) オゾン層破壊

オゾンは大気中に含まれる物質で、大部分は上空の成層圏にあり、オゾン層を形成しています。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線の量が増加し、皮膚がんや白内障の増加、農作物への悪影響が生じる恐れがあります。

オゾン層を破壊するのは、主に冷蔵庫やエアコンの冷媒、電子部品の洗浄剤などに使われていたフロンという化学物質が原因となっています。

国では、フロンなど主要なオゾン層破壊物質の生産を削減しており、業務用エアコンや冷蔵庫・冷凍庫、自動販売機、カーエアコンからのフロンの回収・破壊を義務づけています。このうち、カーエアコンのフロンの回収・破壊については、2002年に制定された自動車リサイクル法により規制が引き継がれています。

本市においても、フロンが使用されている製品の適正な処理を徹底していく必要があります。

(3) 酸性雨

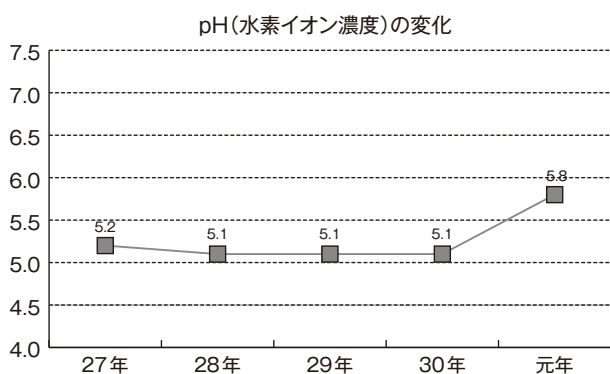
蒸留水は pH（水素イオン濃度）7.0 で中性ですが、地球の大気には二酸化炭素 CO_2 が含まれているため、大気中を降り落ちてくる雨は、一般には 5.6 程度の酸性を示します。これよりも pH 値が小さく、酸性の度合いが強いものを酸性雨と呼んでいます。

原因となる大気汚染物質は、ガソリンや重油、石炭などの化石燃料を使う工場や自動車から排出されます。しかし、それによってできる酸性雨は、発生源から数千キロメートルも離れた所で降ることもあり、国境を越えた広域的な取り組みが必要とされています。

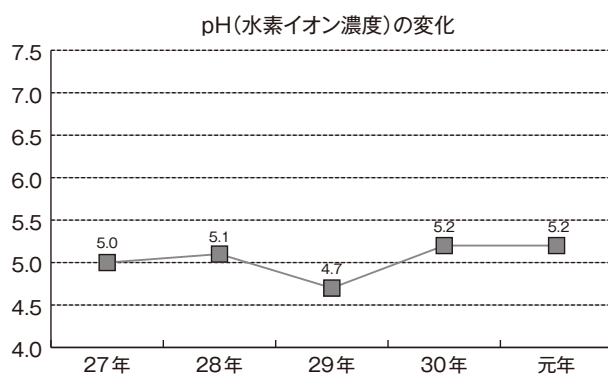
本市においても、酸性雪調査を毎年定期的の実施しています。

酸性雪調査の結果

測定地点：市役所



測定地点：十和田市民センター



(4) エネルギー

日本の石油資源等の大量消費に頼った生活スタイルにより、温室効果ガスの排出量増加が問題となっています。このような状況から、国では、「安定供給の確保」「環境への適合」などを基本としたエネルギー政策を進めています。

本市は、地熱や水力、風力など自然エネルギーの活用が進んでおり、全国市町村の中でも上位に位置しています。今後はエネルギー自給率の高い優位性を生かしながら、市民レベルの取り組みとして、エネルギー大量消費型生活からの脱却に向けた取り組みが必要とされています。太陽光・熱の利用など、環境への負荷をできるだけ低減する地域内の資源（クリーンエネルギー）を有効に活用していくことが、ますます重要になっています。

・自然エネルギーを利用した施設

種 類	発電所名	事業者名
地熱発電	澄川地熱発電所	東北電力
	大沼地熱発電所	三菱マテリアル
水力発電	柴平発電所、八幡平発電所、八幡平第二発電所	県営発電所
	湯瀬発電所	東北電力
	永田発電所、碓発電所、大湯発電所	三菱マテリアル
	銚子第一発電所、止滝第二発電所、新大楽前発電所、扇平第三発電所、大湯第四発電所、沼平発電所	DOWA ホールディングス
風力発電	田代平風力発電所	ユーラスエナジー

(5) 廃棄物及び公害苦情発生状況

日本は 1960 年代から高度経済成長を遂げ、大量生産、大量消費社会を迎えました。この時期から企業や家庭から出るゴミの量が急激に増加し、ごみが問題になってきました。

このため、地方自治体ではゴミの分別収集によってリサイクルを促進し、埋め立てるゴミの量を減らすなどの努力を行っています。

本市のごみの量は年々減少し、リサイクル率は徐々に増加する傾向にありますが、環境保全、処分場の確保、資源の有効利用等の観点から、引き続き廃棄物の減量に努めていく必要があります。

・ごみの総排出量の推移

単位：人・t・台

年度	処理人口	年間総処理量			収集能力			施設能力	
		計	焼却処理	その他 処理	収 集 職員数 (業者)	収集車両 (業者)		処理場職員数 (委託職員含)	1 日当たり 焼却処理能力
						パッカー車	その他 運搬車		
平成 21 年	35,898	14,183	11,213	2,970	20	8	—	22	60
22 年	35,458	14,140	11,167	2,973	20	8	—	22	60
23 年	34,953	13,594	10,775	2,819	20	8	—	22	60
24 年	34,493	14,017	11,100	2,917	20	8	—	22	60
25 年	33,988	14,340	11,333	3,007	20	8	—	22	60
26 年	33,407	14,062	11,158	2,904	20	8	—	22	60
27 年	32,874	14,064	11,293	2,771	20	8	—	22	60
28 年	32,273	13,431	10,829	2,602	20	8	—	22	60
29 年	31,748	12,995	10,702	2,293	20	8	—	22	60
30 年	31,136	13,084	10,611	2,473	20	8	—	22	60

資料：鹿角広域行政組合

注) 自家処理量・集団回収量を除く。

注) — 部分は、誤りがあったため修正した。

・し尿処理状況の推移

単位：人・kℓ・台

年度	処理人口	年間総処理量			収集能力			施設能力	
		計	施設処理	その他処理	収集職員数 (業者)	収集車両（業者）		処理場 職員数	1日当たり 処理能力
						バキューム 車	その他 運搬車		
平成 21 年	28,002	21,999	21,999	—	25	11	—	5	90
22 年	27,292	21,575	21,575	—	25	11	—	5	90
23 年	25,966	21,314	21,314	—	25	11	—	5	90
24 年	25,396	21,112	21,112	—	25	10	—	5	90
25 年	24,516	21,475	21,475	—	25	10	—	4	90
26 年	23,874	20,556	20,556	—	25	10	—	4	90
27 年	23,130	20,713	20,713	—	25	10	—	4	90
28 年	22,361	20,027	20,027	—	25	10	—	4	90
29 年	21,656	19,790	19,790	—	25	10	—	4	90
30 年	21,055	19,732	19,732	—	25	10	—	4	90

資料：鹿角広域行政組合

・公害苦情発生状況の推移

単位：件

年度	計	騒音	粉じん	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	不法投棄等
平成 22 年	22	2	—	—	3	1	1	15
23 年	33	2	—	—	8	5	4	14
24 年	33	2	—	—	5	3	7	16
25 年	27	3	—	—	5	2	6	11
26 年	34	1	—	—	2	2	13	16
27 年	26	3	—	—	7	2	5	9
28 年	30	—	—	—	10	1	4	15
29 年	23	—	—	—	9	2	4	8
30 年	22	—	—	—	7	—	5	10
令和元年	16	1	—	—	5	1	1	8

資料：市民共動課

3. 環境基準一覧

(1) 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭和 48.5.16 告示)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(昭和 48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg / m ³ 以下であること。(昭和 48.5.8 告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和 53.7.11 告示)
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 (昭和 48.5.8 告示)

大気の汚染に係る環境基準（昭和 48 年 5 月 8 日環告 25 号）
二酸化窒素に係る環境基準（昭和 53 年 7 月 11 日環告 38 号）

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中世ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg / m ³ 以下であること。(平成 9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg / m ³ 以下であること。(平成 9.2.4 告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg / m ³ 以下であること。(平成 9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg / m ³ 以下であること。(平成 13.4.20 告示)

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準
(平成 9 年 2 月 4 日環告 4 号)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたってひとの健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2- ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1- ジクロロエタン	0.02 mg/ℓ 以下
シス -1,2- ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1- トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2- トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3- ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

(昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 号)

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以下	50 MPN/100 ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級水溶及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以下	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	5,000 MPN/100 ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/ℓ 以下	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 // 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 // 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を感じない限度

該当水域

AA	A	B
米代川上流（熊沢川合流点上流） 大湯川上流（安久谷川合流点上流）	米代川中流（大湯川合流点から熊沢川合流点までの本流） 大湯川下流（安久谷川合流点下流） 熊沢川（全域） 夜明島川（全域）	米代川下流（河口から大湯川合流点までの本流） 小坂川下流（荒川合流点から大湯川合流点までの本流） 安久谷川（全域）

湖沼（天然湖沼及び貯水量 1000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以下	50 MPN/100 ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級水産及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以下	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	—
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/ℓ 以下	—

備考

水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
// 2、3 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
// 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
// 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
// 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を感じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値	
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水溶及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅴ	水産 3 種・工業用水 農業用水・環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼にういて適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 // 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 // 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を感じない限度

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2- ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1- ジクロロエタン	0.02 mg/ℓ 以下
シス -1,2- ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1- トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2- トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3- ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

(平成 9 年 3 月 13 日環告 10 号)

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg に つき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）にお いては、 土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2- ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1- ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
シス -1,2- ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1- トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2- トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3- ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002mg ℓ 以下であること。
チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg ℓ 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg ℓ 以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1mg 以下であること。

(平成 3 年 8 月 23 日環告 46 号)

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(6) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下
水 質	1pg-TEQ / l 以下
土 壌	1000pg-TEQ / g 以下

(平成 11 年 12 月 27 日環告 68 号)

備考

1. 基準値は、2,3,7,8- 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。

(7) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

媒 体	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(平成 10 年環告 64 号)

4. 計画策定の体制

鹿角市環境保全審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	金 澤 文 好	識見者
副会長	阿 部 浩 一	かづの農業協同組合
委 員	相 馬 一 文	一般社団法人 鹿角青年会議所
委 員	山 本 由 実	識見者（株式会社かづのパワー）
委 員	黒 澤 正	米代川源流自然の会
委 員	高 橋 健 一	鹿角エヌ・シー・エル株式会社
委 員	堀 内 和 之	秋田県大館福祉環境部環境指導課

5. 計画策定の経過

令和2年10月 5日 環境に関するアンケート実施（対象：市民、事業所、小学生）
 ～10月 30日
 令和2年12月 22日 第1回鹿角市環境保全審議会
 令和3年 2月 25日 パブリックコメント（市民からの意見）募集
 ～3月 26日
 令和3年 3月 22日 第2回鹿角市環境保全審議会（諮問）
 令和3年 3月 22日 環境保全審議会から市長に答申
 令和3年 3月 29日 第3次環境基本計画決定

6. 鹿角市環境保全条例

平成 7 年 3 月 28 日条例第 15 号

改正 平成 12 年 3 月 21 日条例第 23 号

鹿角市環境保全条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全に関して必要な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全 良好な環境を確保するため、自然環境及び生活環境が人間との間に真に調和が保たれた状態を保全することをいう。
- (2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 環境保全項目 環境保全を図るうえで、配慮しなければならない環境に係る項目で、別表第 1 に掲げるものをいう。

(環境政策の理念)

第 3 条 市の環境政策は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、良好な環境を持続することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。

(環境政策の基本原則)

第 4 条 市の環境政策は、次に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 施策の総合性
- (2) 生態系への配慮
- (3) 地球環境への配慮
- (4) 市民の参加と市民活動への支援
- (5) 環境教育の推進

(市の責務)

第 5 条 市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、良好な環境の保全に主体的に取り組み、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境施策の推進に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、その事業活動によって環境を損なうことのないように、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全に努め、市の規制を遵守するとともに市の環境施策に積極的に協力しなければならない。

第 2 章 環境基本計画

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全に関する施策を計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる鹿角市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、鹿角市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を作成したときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 3 章 環境保全区域

(環境保全区域の指定)

第 9 条 市長は、環境保全を図るうえで必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区域を環境保全区域として指定することができる。

- (1) 市民に憩いとやすらぎを与える水辺、緑などの優れた自然環境が形成されている区域
- (2) 地域の歴史の変遷を知り、地域を特徴付けるうえで重要な社寺若しくは遺跡又は歴史的遺産と結びついた優れた景観を有する区域

2 市長は、前項の環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の土地所有者、その他の利害関係者及び鹿角市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境保全区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、環境保全区域の指定の解除又は区域の変更について準用する。

(環境保全区域内における行為の制限)

第 10 条 環境保全区域において、著しく土地の形状を変え、又は建築物その他の工作物の新築、改築及び増築をしようとする者は、当該行為の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により、環境保全を図るうえで支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(環境美化の励行)

第 11 条 市民は、環境保全区域内の環境美化に努めるものとする。

2 何人も環境保全区域内では、空き缶、空きびん、たばこの吸いガラ等のごみを捨ててはならない。

3 市長は、前項の規定に違反した者に対して、その行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

第 4 章 環境配慮事業

(環境配慮事業)

第 12 条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業のうち、別表第 2 に定めるもので規則に定める要件に該当する事業（以下「環境配慮事業」という。）を実施しようとする者（以下「環境配慮事業者」という。）は、環境の保全を図るため、規則の定めるところにより、環境配慮報告書を市長に提出しなければならない。

2 環境配慮事業者は、必要に応じて地域住民の意見を聴取するよう努めなければならない。

(環境配慮項目)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の環境配慮報告書が提出された場合は、事業の内容を勘案し、環境配慮事業者と協議のうえ、当該事業の実施にあたり特に配慮すべき環境保全項目を決定するものとする。

第 5 章 公害の防止

(規制基準)

第 14 条 市長は、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って生じる公害を防止し、市民の健康又は生活環境を保持するため、法令及び秋田県公害防止条例（昭和 46 年秋田県条例第 52 号）に特別の定めがあるものを除くほか、当該事業活動を実施する者が遵守すべき必要な事項を定めるものとする。

2 市長は、工場等の事業活動によって発生が懸念される公害を防止するため、事業者が遵守すべき規制基準（環境保全項目のうち公害に係わるものに限る。）を規則で定めるものとする。

3 市長は、前項の規制基準を定めようとする場合は、鹿角市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとする場合も同様とする。

(改善勧告及び改善命令等)

第15条 市長は、事業活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁及び騒音の状況が規制基準等に適合しないことにより、工場等の周辺の生活環境が損なわれ又は損なわれるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて防止の方法を改善し、又は当該施設の使用の方法若しくは作業の方法を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、防止の方法の改善、当該施設の使用の方法若しくは作業の方法の変更を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

(改善措置の届出)

第16条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に従い措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(苦情の処理)

第17条 市長は、市民から公害に関する苦情の申立てがあったときは、すみやかに実情を調査し、関係機関と協力して適切に処理するように努めなければならない。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し必要な報告を求め、又は職員に公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある工場その他の場所に立ち入らせ、必要な検査をし、若しくは関係資料等の提出を求めることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第6章 環境保全協定

(環境保全協定の締結)

第19条 市長は、事業者が第12条に定める環境配慮事業を実施する場合及び次の各号の一に掲げる場合において、事業者等と環境保全協定を締結するよう努めるものとする。

- (1) 第3章に定める環境保全区域に係るもので協定を締結する必要があるとき。
- (2) 第16条に定める改善措置に関して協定を締結する必要があるとき。
- (3) その他環境が損なわれるおそれがあると認められ協定を締結する必要があるとき。

(締結項目)

第20条 市長は、環境保全協定を締結しようとするときは、事業者等と協議のうえ、環境保全項目のうちから締結項目を決定する。

第7章 鹿角市環境保全審議会

(設置)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿角市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第22条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、環境の保全に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員)

第23条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 補則

(報告)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等広く市民から資料又は報告を求めることができる。

(委任)

第25条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第9章 罰則

(罰則)

第26条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第2項の命令に従わなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第4章、第5章及び第9章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成7年9月27日規則第26号により、平成7年9月27日から施行)

(鹿角市公害防止条例の廃止)

2 鹿角市公害防止条例（昭和48年鹿角市条例第44号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、旧条例第12条から第16条、第25条及び第26条の規定は、この条例（第1項ただし書に規定する規定に限る。）が施行されるまでの間は、なお効力を有する。この場合において、旧条例第16条第2項の規定中「鹿角市公害対策審議会」とあるのは、「鹿角市環境保全審議会」と読み替えるものとする。

4 旧条例によって行われた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によって行われたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月21日条例第23号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

環境保全項目

(自然環境)
動物 植物 地形及び地質
(文化歴史環境)
文化財 遺跡
(生活環境)
まちの清潔さ 水辺 景観 土地利用の形態 その他（廃棄物等）
(公害)
大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭

別表第2（第12条関係）

環境配慮事業

1	工場等の新設又は改築
2	住宅団地の新設又は増設
3	大型店舗の新設又は増設
4	レクリエーション施設の設置
5	流通関連施設の設置又は変更
6	と畜場及びこれに類する施設の設置
7	畜房施設の設置
8	工業団地の設置
9	廃棄物処理施設の設置又は変更
10	土地区画整理事業
11	その他の事業

7. 用語集

あ	アイドリング・ストップ	交差点などでの停車時に自動車のエンジンを止めること。二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化防止に効果があるとされる。
い	一般廃棄物	法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物。主に日常生活から排出されているごみと、工場、事業所及び商店から排出されている紙くず等（事業系）がある。
え	エコアクション 21	全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定した指針。
	エコツーリズム	自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、その持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、リクリエーションのあり方）のことである。エコツーリズム推進法が成立し 2008 年に施行された。エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。またツアーにおける情報提供をガイドランス（インタプリテーション）という。
	エコマーク	環境保全に役立つ商品に付けられる環境認証マークで、（財）日本環境協会が環境省の指導・助言のもと 1989 年から認定している。エコマーク商品には、古紙 100% 利用のトイレットペーパー、廃食用油を利用した石けんなどがある。
	MPN/100mℓ	最確数（Most Probable Number）による定量法で統計学的に最も確からしい数を試料 100mℓ 中の大腸菌群数として表す単位で、環境基準における大腸菌群数の表示方法として用いている。
お	温暖化	温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。大気中に微量に含まれる二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（N ₂ O）、フロンなどが、温室効果ガス（Green House Gases：GHGs）といわれている。
か	コージェネレーション	コージェネレーション、またはコジェネレーション（cogeneration）、英語では combined heat and power ともいわれる。これは、内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システム。
	カーボンニュートラル	植物は光合成をする際に大気中の二酸化炭素を吸収しますが、この二酸化炭素の吸収量と、資源として使用された際に排出される二酸化炭素の量とが同じとして、実質の排出量をゼロとみなすという炭素循環の考え方。
	化学的酸素要求量 COD（Chemical Oxygen Demand）	水中の有機物が酸化剤で化学的に分解された際に消費される酸素の量。海域・湖沼の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど、汚濁が進んでいるといえる。

か	カドミウム	重金属で、環境基準項目のひとつ。自然水中に含まれることはまれだが、鉱山廃水や工場排水等から混じることがある。土壌中のカドミウムが稲に取り込まれることなどによりカドミウムを 1.0ppm 以上含んでいる米をカドミウム汚染米という。カドミウム汚染米が生産された水田は、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」により土壌汚染対策地域の指定等を経て、様々な対策がとられる。
	環境アセスメント	大規模な開発事業を実施しようとする場合に、その事業者が自ら、事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果について地域住民の意見を聴くことなどによって、環境に配慮して事業を実施していくこと。
	環境家計簿	毎日の生活で環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、点数化したり、一定期間の集計を行ったりすること。
	環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として政府が定める。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定めることとされている。環境基準のレベルは、「維持されることが望ましい基準」として、人の健康等の維持のための最低限度の基準よりも数歩進んだところを到達目標とするという、積極的な意味を持っている。
	環境教育	人と環境との関わりについて理解と認識を深める教育で、責任ある行動がとれるように導く。幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々を対象として、家庭・地域・学校・企業・行政などがそれぞれ主体的に取り組む必要がある。
	環境基本計画	環境政策を体系的、総合的に展開することを目的として作られる行政計画。地域の環境項目について、住民の環境に対する考え方や地域の社会的、自然的環境特性を踏まえつつ、中長期的に、環境のあるべき姿を目標として明確化し、目標の達成のための政策方針を明らかにし、その方針に基づく個別の施策を体系化するとともに、新たな政策を提示する。
	環境マネジメントシステム	事業者等が環境に与える負荷を削減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格が ISO14001。
き	規制基準	工場や事業場が守らなくてはならない悪臭、騒音、振動の許容量。この基準は環境基準と異なり、工場や事業場に対する直接の規制基準としての効果を持つ。
く	グリーン購入	製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することである。消費者の観点でグリーン購入といい、生産者の観点ではグリーン調達という。
	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及しています。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール（緑の旅行）と呼ばれてる。

こ	公害	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。
	公害防止協定	地方公共団体や地域住民が、企業を相手方として地理的、社会的条件に合わせたきめ細かい公害防止対策を徹底させるために締結する協定。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海岸地域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する水路（終末処理場に流入する下水道を除く）。
	コンポスト化	生ごみなどを微生物の働きで堆肥にすること。
さ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等及び輸入された廃棄物。
	酸性雨（雪）	工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し、溶け込んで酸性が強くなった雨のこと。酸性の度合いは pH（水素イオン濃度）で表現され、pH5.6 よりも低い数値を示す雨（雪）を酸性雨（雪）という。
し	循環型社会	環境への負荷を減らすため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会の構造を変え、自然界から得る資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。
せ	生活雑排水	一般家庭の台所、風呂、洗濯、水洗便所などから毎日の生活において排出される排水。この内、し尿関係の排水を除いたものを生活雑排水という。
	生物化学的酸素要求量 BOD（Biochemical Oxygen Demand）	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいるといえる。
	ゼロエミッション	生産・流通・消費・廃棄の各段階で廃棄物（エミッション）を限りなくゼロに近づけることにより、「循環型社会」を構築しようという考え方。
	全窒素 T-N	有機態窒素と無機態窒素の和のこと。窒素は、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、リンとともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われている。
	全リン T-P	全リンとは、有機態リンと無機態リンの和のこと。リンは、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、窒素とともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われている。
た	ダイオキシン類	水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質をもっている化学物質。「ダイオキシン類対策特別措置法」において、ポリ塩化ジベンゾーパラベンゾフラン（PCDD 75 種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF 135 種類）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB 十数種類）を合わせて「ダイオキシン類」と定義されている。
	大腸菌群数	大腸菌及びこれと極めて良く似た性質をもつ菌の総称で、生活排水等に起因するふん便由来の大腸菌以外に、河川等では土壌に由来する非ふん便性大腸菌群も多く含まれている。

ち	窒素酸化物 (NO _x)	窒素 (N) と酸素 (O) の化合物。主なものには、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO ₂) がある。太陽光線の作用により炭化水素と反応して光化学スモッグの原因となる。工場やビル暖房等における燃焼行程、自動車などから排出される。
て	低公害車	従来のガソリンや軽油を燃料とする自動車とは異なる燃料や駆動方式を用いる自動車で、大気汚染や地球温暖化の原因である窒素化合物や二酸化炭素の排出量の少ない自動車。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車など。
は	ばい煙	(1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム・塩素等、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるもの。
	バイオディーゼル燃料 (BDF)	菜種油や植物由来の廃食用油を原料として、メタノールとアルカリ水酸化物を混合させて生ずるエステル交換反応によりつくられる燃料 (Bio Diesel Fuel)。軽油の代替燃料としてディーゼルエンジン車等の燃料として使用される。
	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物などのことをいい、再生可能エネルギーの一つとして利活用が期待されている。
	廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの。
	排出基準	工場や事業場のばい煙発生施設（特定施設）から排出（水）される汚染物質等の最大許容量ないし濃度。この基準は環境基準と異なり、工場や事業場に対する直接の規制基準としての効果を持つ。
	ばいじん	燃焼、加熱及び化学反応などにより発生する排出ガス中に含まれる粒子状物質。大気汚染法では、燃料その他の物の燃焼、熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんを、ばい煙の一種類として規定し、ばい煙発生施設の種類と規模ごとに排出基準を設けている。
	排出基準	工場や事業場のばい煙発生施設（特定施設）から排出（水）される汚染物質等の最大許容量ないし濃度。この基準は環境基準と異なり、工場や事業場に対する直接の規制基準としての効果を持つ。
ひ	ビオトープ	生物群集の生息空間を示す言葉である。日本語に訳す場合は生物空間、生物生息空間とされる。語源はギリシア語からの造語 (bio (命) + topos (場所))。転じて生物が住みやすいように環境を改変することを指すこともある。
	pH	水素イオン濃度。数値が低いと酸性を示し、高いとアルカリ性を示す。動植物には生息に適した pH があり、また排水などの水処理においても重要。 ← 3 5 6.5 7 7.5 9 11 → 強酸性 弱酸性 微酸性 中性 微アルカリ性 弱アルカリ性 強アルカリ性
	ppm	百万分の 1 (part (s) par million)。ある量が全体の百万分のいくつあるかを表す。

ふ	富栄養化	湖沼等にりんや窒素等が流入し、その濃度が増していく現象。富栄養化が進むと、プランクトン等の水生生物が異常に増殖繁茂して、水質が累進的に悪化し、水道資源に対して悪臭やろ過障害等を引き起こす。
	浮遊物質 量 SS (Suspended Solid)	水中に浮遊している微細な固形物の量をいい、数値が大きいほど水は汚濁していることを表す。
	粉じん	気体中に浮遊している微細な粒子状物質の総称。大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理、たい積に伴い発生し、又は飛散する物質を「粉じん」と定義している。
ら	ライフサイクルアセスメント (LifeCycle Assessment : LCA)	製品やサービスに対する環境影響評価の手法のこと。「環境アセスメント」では、主に大規模開発等による環境への影響を予め評価することを目的とするが、「ライフサイクルアセスメント」では、主に個別の商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにし、その改善策を利害関係者とともに議論し検討する。
れ	レッドデータブック	絶滅のおそれのある生物種などをリストアップし、それぞれの絶滅の危険度ランクを記載した本。環境省、県などから発行されている。
よ	溶存酸素量 DO (Dissolved Oxygen)	水中に溶け込んでいる酸素の量のこと。水の自浄作用や水中生物の生存に欠くことのできないもので、きれいな河川水中では普通 1 ℓ 中に 7 ～ 14mg 程度だが、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行すると減少する。



第 3 次鹿角市環境基本計画

鹿角市市民部市民共動課 環境生活班
TEL0186-30-0224 FAX0186-22-2042